

第一法規 法情報総合データベース

 D1-Law.com

判例体系

User Guide

Version 1.1.4

目次

1	『判例体系』の概要	5
1.1	『判例体系』とは	5
1.2	『判例体系』の構成	5
1.2.1	「法編」の構成	5
1.2.2	「体系目次（目次分類）」の構成	6
1.2.3	「判例」の構成	6
2	利用の開始と終了	8
2.1	ログインとログアウト	8
2.1.1	ログイン	8
2.1.2	ログアウト	10
3	基本的な画面構成	11
3.1	D1-Law.com に共通の画面	11
3.2	『判例体系』の画面構成	14
3.2.1	「新着情報」画面	14
3.2.2	「フリーワード」検索画面	15
3.2.3	「体系目次」検索画面	16
3.2.4	「検索履歴」画面	17
3.2.5	検索結果一覧画面	18
3.2.6	判例の詳細画面	19
4	判例の検索	20
4.1	フリーワード検索	20
4.1.1	フリーワード検索エリア（初期表示）	22
4.1.2	フリーワード検索エリア（その他の検索条件）	27
4.1.3	パネル入力	28
4.1.4	入力候補の検索（関連語・連想語・候補）	30

4.2 体系目次検索.....	33
4.2.1 体系目次の選択	35
4.2.2 選択中の体系項目	38
4.2.3 体系目次項目をさがす	38
4.2.4 入力候補	40
4.2.5 体系目次内に「→」を含む場合について	40
5 検索結果一覧	42
5.1 判例の一覧	42
5.1.1 判例一覧の印刷	47
5.1.2 判例一覧のダウンロード	49
6 判例の詳細表示	51
6.1 詳細画面	51
6.1.1 判例の印刷	61
6.1.2 判例のダウンロード	63
6.2 詳細画面から呼び出される画面	65
6.2.1 関連要旨の参照	65
6.2.2 審級関連からの参照	67
6.2.3 判例評釈からの参照	68
6.2.4 判例評釈から評釈本文（解説本文）への連携.....	69
6.2.5 参照法令リンクからの条文参照.....	73
6.2.6 関連情報からの参照	75
6.2.7 LegalScapeQuickReader for 判例体系	79
7 新着情報	81
7.1 新着情報画面	81
7.2 判例更新情報メールアラート機能	82

7.2.1	個別判例のアラート機能	82
7.2.2	検索条件のアラート機能	85
7.2.3	配信タイミングの選択.....	87
7.3	判例速報メール	88

1 『判例体系』の概要

1.1 『判例体系』とは

『判例体系』は、わが国の裁判所で言い渡され各種判例集および判例紹介誌に公表された判例を網羅的に収録・整理した総合判例データベースです。また、第一法規が独自に収集した判例(※)も収録しています。

※「D1-Law.com 判例体系」と出典表示されます。

収録対象としている主な判例集は、次のとおりです。収録対象誌の詳細については、画面右上の「収録内容・更新情報」のリンクから確認できます。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ●最高裁判所民事判例集 | ●最高裁判所刑事判例集 |
| ●高等裁判所民事判例集 | ●高等裁判所刑事判例集 |
| ●行政事件裁判例集 | ●労働関係民事裁判例集 |
| ●家庭裁判月報 | ●家庭の法と裁判 |
| ●訟務月報 | ●知的財産権関係民事・行政裁判例集 |
| ●裁判所時報 | ●判例時報 |
| ●判例タイムズ | ●金融法務事情 |
| ●商事法務 | ●金融・商事判例 |
| ●労働判例 | ●労働経済判例速報 |
| ●判例地方自治 | ●交通事故民事裁判例集 |

1.2 『判例体系』の構成

『判例体系』では、収録判例を第一法規『判例体系（書籍版）』の法編・目次分類（体系）に基づいて、整理分類しています。

1.2.1 「法編」の構成

■大法編

全法分類を、「公法」、「民事法」、「民事特別法」、「刑法」、「社会・経済法」の5法編に分類しています。

■法編

大法編を、さらに36の法編（画面の表示では37法編）に細分しています。

◆36 法編の種類

『判例体系』の基本的な36分類は、次のとおりです。

〔公法編〕

憲法／公職選挙法／裁判法／行政法総則／行政争訟法／行政組織法／行政活動法／租税法

〔民事法編〕

民法総則／物権法／債権法Ⅰ／債権法Ⅱ／親族法・相続法／商法／手形法・小切手法／民事訴訟法／民事執行法／民事保全法

〔民事特別法編〕

不動産登記法／戸籍法／借地借家法／借地非訟事件／自動車損害賠償保障法／人事訴訟法／非訟事件手続法・民事調停法／家事審判法／破産法・民事再生法・会社更生法／国際私法

〔刑事法編〕

刑法／刑事特別法／少年・矯正保護法／刑事訴訟法

〔社会・経済法編〕

労働法／経済法／農業法／知的財産権法／無体財産法(昭和59年以前の下級審及び大審院判例、平成10年以前の公刊判例集未登載の判例)

1.2.2 「体系目次（目次分類）」の構成

各法編を、法条別または講学的に分類しています。体系目次中の各目次見出しを「体系項目」と呼びます。

■法条別体系

原則として、法条の順序をもとに項目を設ける方式により体系を構成しています。ただし、次の例のように、法条として規定されていなくても、講学上熟している事項、数箇条にわたって共通の意味がある事項等は、条とは別に※印を付した独立項目としています。

(例) 「※譲渡担保」、「※婚姻予約及び内縁」、「※自動車保険」

■理論的体系

行政法関係（行政法総則、行政組織法、行政活動法等）および国際私法関係は、講学上の理論的体系を基礎とした項目を設けて体系を構成しています。

1.2.3 「判例」の構成

各判例は、以下の要素で構成されています。

- 判例書誌……判例の書誌情報
- 判例要旨……『判例体系（書籍版）』と同じ要旨
- 判例本文……判例の本文全文（一部抄録）
- 解説……判例の解説情報

判例書誌の構成は、次のとおりです。

●裁判年月日

●裁判形式

●判示事項

●事件名

●裁判結果

●裁判官

●参照法令

●審級関連

●裁判所（部署名）

●事件番号

●著名事件名

●出典

●上訴等

●少数意見

●判例評釈

判例本文については、戦前の判例は主に PDF ファイルで、戦後の判例はテキストで収録しています。

2 利用の開始と終了

D1-Law.com を利用するためには、次の動作環境が必要となります。設定は標準状態で問題ありませんが、Web ブラウザのバージョンには注意してください。バージョンが古い場合には、画面が正常に表示されないことがあります。

- 通信速度……512kbps 以上 (2Mbps 以上推奨)
- OS……Microsoft Windows 7 / 8.1 / 10
- Web ブラウザ……Microsoft Internet Explorer 11、Firefox、Chrome
- Cookie……有効 (標準設定)
- SSL……有効 (標準設定)
- JavaScript……有効 (標準設定)
- スタイルシート (CSS) ……有効 (標準設定)

2.1 ログインとログアウト

2.1.1 ログイン

Web ブラウザを起動して、<https://www.d1-law.com/>にアクセスすると、D1-Law.com のログイン画面が現れます。画面左上のログインボタンをクリックした後に表示される画面にて ID とパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。



ログイン前画面

認証が完了すると、会員専用のポータルページが現れます。「判例体系」のボタンや「判例体系」タブをクリックすると、判例体系の画面に遷移します。



ホーム画面

◆認証できないときは

前回の利用時にセッションが完全に終了できていない(ログアウトできていない)場合がありますので、しばらく時間をおいて再度認証を試みてください。

2.1.2 ログアウト

サービスを終了するときは、「ログアウト」ボタンをクリックします。



ログアウトボタン位置

◆ログアウトしないでブラウザの「閉じる」ボタンで終了したら
タイムアウトで強制的にセッションを切るまで、お客様の個人IDでのログインができません。
ご利用終了時には、必ず「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

3 基本的な画面構成

D1-Law.com では、データベースの切り替え等の基本的な操作ボタンを画面上部に配置しています。また、検索画面では、検索条件の入力を画面左のエリアで行い、検索結果の一覧を画面右のエリアに表示する構成になっています。

3.1 D1-Law.com に共通の画面

D1-Law.com で共通して使用できるバーやタブは、画面の上部に配置しています。



基本的な画面構成 (『D1-Law.com』共通)

A : D1-Law バー

D1-Law バーは、すべてのデータベースに共通の基本バーで、データベースの利用に必要となる機能を提供します。

- **収録内容・更新情報**……全データベースの収録内容と更新情報を表示します。
- **ログアウト**……ログアウトします。

B : グローバルメニュー

ご契約いただいたデータベースをタブとして表示します。データベースの切り替えは、このタブをクリックすることによって行います。

- 「マイページ」タブは、マイページを表示するためのタブです。マイページでは、初期表示の設定変更のほか、ふせん・メモ、保存した検索条件等の一覧をログイン ID、または団体の単位で表示します。

◆ 「マイページ」について

「マイページ」は、ID・パスワードを入れてログインした場合および団体利用（IP アドレスによる認証等）の場合に表示されます。団体利用の場合は、管理者の設定した「ふせん・メモ」の参照、表示の設定内容の参照が可能となります。

C：判例体系ローカルメニュー

判例体系のメニューを表示します。「フリーワード」、「体系目次」の各ボタンをクリックすると、それぞれの検索画面を表示します。また、「新着情報」をクリックすると「最近の注目判決」及び「新規登載判例」を表示します。

◆ 「クリア」 ボタン

検索項目入力エリアの入力済みの検索条件を消去する場合は、判例体系ローカルメニューの左端にある「クリア」ボタンをクリックします。

画面の大部分を占める以下のエリアでは、検索語の入力や検索の履歴、検索の結果一覧等を表示します。

基本的な画面構成 (『判例体系』)



D：検索条件の設定エリア

検索条件を設定するエリアです。設定内容は、データベースや検索の種類等によって変化します。

E：解説レコメンド・最近の検索エリア

各検索画面では、画面ごとに、直前に実行した検索の履歴（キーワードやヒットした

た件数等) 5 件までを表示します (最近の検索)。フリーワード検索画面では、それに加えて、「解説レコメンド」を表示します。〔解説レコメンド・最近の検索について ⇒ 「[4.1 フリーワード検索](#)」参照〕

F : 検索結果一覧の表示エリア

検索実行後は、検索結果の一覧を表示します。検索を行う前は、「はじめにご確認ください」や「お知らせ」、「新規登載判例」等の情報を表示します。

3.2 『判例体系』の画面構成

判例体系ローカルメニューの「新着情報」、「フリーワード」、「体系目次」、「検索履歴」の各アイコンをクリックすることにより、画面が切り替わります。

3.2.1 「新着情報」画面

判例体系メニューバーの「新着情報」ボタンをクリックすると、新着情報の画面を表示します。

新着情報画面

画面左のエリアには、「最近の注目判決」（『判例体系』登載前の情報）の一覧を表示します。画面右のエリアには「新規登裁判例」（『判例体系』に最近登載された判例）を表示します。〔「新着情報」画面について ⇒ 「[7.1 新着情報画面](#)」参照〕

3.2.2 「フリーワード」検索画面

判例体系メニューバーの「フリーワード」ボタンをクリックすると、フリーワード検索の画面を表示します。

ホーム 現行法規 現行法検索 現行法規 検索結果 現行法規 通知遅送 判例体系 法律判例文献情報 解説検索

収録内容 新規登録 ログアウト 第一法規

マイページ

条件を保存

新着情報 フリードーム 体系目次 検索履歴

フリードーム検索 ご利用方法

フリードーム 検索設定 開通済 選択済

補助参加 即時抗告 AND

事項 開通済

候補 AND

参照法令 条文表示

候補 候補 の の

判例ID

裁判年月 日付指定

和解 西脇

平成 年 月 日

裁判所 候補

事件番号 平成 年 () 号

出典 候補 候補 号

裁判官 候補

法編 指定なし

開通済 すべての目次 検索 パネル入力

出典 公刊物 未公刊-第一法規セレクト 未公刊-その他 ヘルプ

最近の判例 すべて 半年内 1年内 8年内 平成元年以降

裁判所 最高裁・大審院にこしまる

情報の有無 本文あり(31) 要旨あり(55) 解説あり(27)

該当判例: 81 件

0 件選択中 全選択

費判年月日が新しい 簡易 詳細

1 28265004 平成30年2月26日 / 東京高等裁判所 / 第5民事部 / 決定 / 平成30年(ラ)1630号
破産債権届出却下決定に対する抗告却下決定に対する抗告事件
抗告棄却 / 確定
金利法務事務2102号/76頁

〔事案要旨〕
A社の破産事件において、抗告人が破産債権の一級調査期日の終了前に各破産債権の届出をしたが、破産管財人から全額につき異議をされ、破産裁判所が異議査定の申立てをしたものの、いずれも円満に査定する旨の決定を受け、当該決定に対する異議訴訟でも敗訴し、みに後日破産債権の届出をしたが、破産裁判所から各届出を却下する決定を受けたことから即時抗告を行ったが却下されたためさらに即時抗告を行った件に關し、抗告が...

2 29037969 平成29年10月20日 / 東京地方裁判所 / 民事第38部 / 判決 / 平成28年(行ウ)484号
工作機械却命令等請求事件
一部却下、一部棄却 / 控訴

フリーワード検索画面

画面の左側は、検索条件を入力するエリアです。右側は、検索結果を一覧表示するエリアです（検索前は各種のお知らせを表示しています）。[フリーワード検索の詳細について
⇒ 「[4.1 フリーワード検索](#)」参照]

3.2.3 「体系目次」検索画面

判例体系メニューバーの「体系目次」ボタンをクリックすると、体系目次検索の画面を表示します。

『判例体系』では、各判例（要旨）を法条別または講学的に分類された「体系目次」を元に分類・整理しています。この「体系目次」をたどって、目的の争点・論点を含む判例を検索することができます。



体系目次検索画面

画面の左側には、体系目次項目を探すための検索条件を入力するエリア（「体系目次項目をさがす」）と、選択済の体系項目を表示するエリア（「選択中の体系項目」エリア）を表示します。

画面の右側には、体系目次を表示します。検索実行後は、検索結果一覧を表示します。[体系目次検索の方法について ⇒ [「4.2 体系目次検索」参照](#)]

3.2.4 「検索履歴」画面

判例体系ローカルメニューの「検索履歴」ボタンをクリックすると、判例体系でこれまでに行った検索履歴の一覧が現れます。

一覧の各履歴をクリックすることで再検索できるほか、検索履歴同士の掛け合わせ検索や、履歴の削除、印刷・ダウンロードなどの操作を行うことができます。〔検索履歴の操作方法について ⇒ 『共通機能 User Guide』の「4 検索履歴」参照〕

◆ 「検索履歴」について

「検索履歴」は、ID・パスワードを入れてログインした場合には、過去 100 件までの検索履歴を保持します。団体利用（IP アドレスによる認証等）の場合は、ログインからログアウトするまでの間について、最大 100 件の検索履歴を保存します。



No.	条件名/条件	保存	検索日時	該当件数
今日 - 7月27日				
8	体系目次検索 【体系目次】刑法 / 刑法 / 第2条(すべての者の国外犯) / 2 その他	条件を保存	2015/07/27 17:18	1件
7	体系目次検索 【体系目次】債権法Ⅱ / 民法 / 第712条(責任能力) / 1 未成年者の弁護能力	条件を保存	2015/07/27 17:18	1件
6	フリーワード検索 【フリーワード】 [AND] [すべて(判例単位)、同意語]不動産明渡し 代理 【民事/刑事】全判例	条件を保存	2015/07/27 17:17	165件
5	フリーワード検索 【判例ID】 28161901 【民事/刑事】全判例	条件を保存	2015/07/27 17:17	1件
4	フリーワード検索 【判例ID】 28160901 【民事/刑事】全判例	条件を保存	2015/07/27 17:17	1件
3	フリーワード検索 【フリーワード】 [AND] [すべて(判例単位)、同意語]債権譲渡 【民事/刑事】全判例	条件を保存	2015/07/27 17:17	2,609件
2	フリーワード検索 【フリーワード】 [AND] [すべて(判例単位)、同意語]マンション 景観 【民事/刑事】全判例	条件を保存	2015/07/27 17:16	184件

検索履歴画面

3.2.5 検索結果一覧画面

フリーワード検索や体系目次検索、履歴画面により検索を実行すると、画面右側に検索結果一覧を表示します。



The screenshot shows the D1-Law.com search interface. On the left, there is a search form with various filters like '出典' (Source), '裁判年月日' (Court Year Month Day), and '裁判官' (Judge). The main area displays a list of 81 legal cases, each with a title, date, and a brief description. The results are sorted by '裁判年月日が新しい' (Newest Court Year Month Day). Each case entry includes a '詳細' (Details) button. A red box highlights the list of cases on the right side of the page.

検索結果一覧画面

この画面では、最近の判例や裁判所、情報の有無等の条件を設定することで、ヒットした判例をさらに絞り込むことができます。また、検索結果を裁判年月日や重要度によって並べ替えたり、選択した検索結果の一覧を印刷・ダウンロードするといったことも可能です。[検索結果一覧画面の詳しい説明 ⇒ 「[5 検索結果一覧](#)」参照]

3.2.6 判例の詳細画面

検索結果一覧や新着情報画面からのリンクをクリックすることでこの画面を開き、判例の詳細情報を表示します。



平成3年4月19日/最高裁判所第二小法廷/判決/昭和63年(オ)68号

件名 土地建物の所有権移転登記の本登記等請求事件

裁判結果 一部敗訴上告、一部棄却

上訴等 訂正

出典 最高裁判所民事判例集45巻4号456頁
最高裁判所判例集民事162号503頁、等

もっと見る

要旨・概要 審議関連

関連

本文 要旨 解説 QuickReader

この判例の関連情報
ふせんを付ける
関連法規

税法/国税徴収法一項／※4税法と法との関係／4 不動産登記法との関係／(2) 不動産登記法(※4登記法との関係)／イ 併記と満納分との関係
税法/国税徴収法/第26条の2の2の効力／1 国税徴収法52条の2の趣旨
判例評析
大竹たかし-最高裁判所判例解説民事篇平成3年版196頁1994年2月
住吉博-民法判例105卷4号538～550頁1992年1月
岸田真次-ジョリス1008号132～134頁1992年9月15日
大竹たかし-ジョリス1010号99～100頁1992年10月15日
半田正一-平成3年度重要判例解説(ジョリス)税務事件(002)67～68頁1992年6月【評議本】
山野昌夫-法律セミナー38号1号124頁1993年1月
上原範夫-判例評議407号(判例解説)143頁181～185頁1992年1月
大竹たかし-法曹時報44卷12号281～294頁1992年12月
沖野真二-税務事件(002)67～68頁1992年12月【評議本】
行政法実務研究会-税法8号194～201頁1992年1月

判例詳細画面

画面左は、書誌情報や要旨など、基本的な情報を表示するエリアです。

画面中央は、判例の本文、要旨、解説などメインの情報を表示するエリアです。

画面右は判例評議や参照法令など、この判例の関連情報を表示するエリアです。〔詳細画面の詳しい説明 ⇒ [「6 判例の詳細表示」参照](#)〕

4 判例の検索

『判例体系』では、複数の方法で判例を検索することができます。

4.1 フリーワード検索

フリーワード検索では、フリーワードや「事項」といったキーワードや裁判年月日・裁判所といった判例の書誌情報を条件に検索できます。

A: フリーワード検索画面の検索条件入力欄。B: 検索結果の一覧。C: ヘルプや最新情報の欄。D: ヘルプ文。E: サイドメニュー。F: 検索結果の詳細表示。

フリーワード検索画面

G: 検索結果の一覧。各結果には裁判所、年月日、件名、摘要、詳細リンクが表示される。

フリーワード検索画面（検索実行後）

A : 「フリーワード」ボタン

フリーワード検索の画面を表示するためのボタンです。初期設定では、グローバルメニューの「判例体系」タブをクリックすると、このボタンを押した状態の画面になります。

B : フリーワード検索エリア

検索条件を設定するエリアです。

C : 解説レコメンド・最近の検索エリア

「最近の検索」には、直前にこの画面で実行した検索の履歴（キーワードやヒットした件数等）を5件まで表示します。

「解説レコメンド」は、フリーワード検索画面にのみ表示します。『D1-Law.com 解説検索』で解説記事（「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」、「判例タイムズ」）を検索した結果を表示します。「フリーワード」と「事項」で検索した場合に有効です。

●「すべて表示」……「すべて表示（検索履歴）」のリンク文字列をクリックすると、「検索履歴」画面に遷移し、最大100件の検索履歴を検索実行日ごとに表示します。

◆ 「解説レコメンド」

「解説レコメンド」は、通常の「判例検索結果一覧」とは別に、解説記事が収録されている判例を明示（レコメンド表示）します。フリーワードや事項での検索条件で、『D1-Law.com 解説検索』を検索した結果について、合わせてお知らせする機能です。リンク押下で、『D1-Law.com 解説検索』の解説表示画面に遷移します。

◆ 「最近の検索」と「検索履歴」

「最近の検索」は、検索画面別に保持しています。すべての検索履歴を参照する場合や、詳細な検索履歴を確認する場合は、「最近の検索」の「すべて表示（検索履歴）」、またはメニューの「検索履歴」ボタンをクリックしてください。

D : はじめにご確認ください

『判例体系』の利用にあたって、知っておくと便利な機能等について説明します。

E : お知らせ

『判例体系』についてのお知らせを表示します。

●「すべて表示」……「すべて表示」のリンク文字列をクリックすると、別ウインドウが開いてお知らせをすべて表示します。

F : 新規登載判例

『判例体系』に最近登載した判例を5件表示します。

- 「すべて表示（新着情報）」……「すべて表示（新着情報）」のリンク文字列をクリックすると、「新着情報」画面に遷移し、新規登載判例を「民事事件」、「刑事事件」、「知財関連事件」のそれぞれについて 10 件ずつ表示します。また、最近の注目判例も表示します。

〔新規登載判例の詳細について ⇒ 「[3.2.1 「新着情報」画面](#)」参照〕

G : 結果表示エリア

結果表示エリアには、検索前には各種お知らせを表示しています。検索を実行した後には、その結果を表示します。〔検索結果一覧について ⇒ 「[5 検索結果一覧](#)」参照〕

4.1.1 フリーワード検索エリア（初期表示）

フリーワード検索エリアは、任意のキーワード等の検索条件を指定して検索するための画面です。フリーワードの指定の他に、事項や参照法令、判例 ID を指定することが可能です。

どれか 1 つの検索条件を指定すれば検索できます。すべての入力欄に入力する必要はありません。

◆完全一致と前方一致

フリーワード、事項以外の入力欄のキーワードは、前方一致で検索します。

キーワードを「""」（ダブルクオーテーション）で囲った場合は、完全一致で検索します。「候補」から項目を選んだ場合は、キーワードを自動的に「" "」で囲んで、完全一致で検索します。

フリーワード検索
ご利用方法

A フリーワード フリーワード検索設定 関連語 連想語

B 事項 関連語

C 参照法令 条文表示

D 判例ID

E 裁判年月日 和暦 西暦

F 裁判所

G 事件番号 平成 年 月 日 日付指定

H 出典

I ▶ その他の検索条件 検索 パネル入力

フリーワード検索エリア（初期表示）

A : フリーワード

フリーワード入力欄に、検索語（フリーワード）を入力します。複数の語を入力する場合には、語と語の間にスペース（半角または全角）を入力してください。（例：「在職中 発明 対価」）

●掛け条件式……複数の検索語を指定した場合に適用する条件を指定します。

「AND」は、すべての検索語を含む判例を検索します（初期設定）。「OR」は、指定したいずれかの検索語を含む判例を検索します。「検索式」は、論理演算式を用いて、より複雑な条件を指定します。

◆ 「検索式」の指定

掛け条件式を「検索式」にした場合に指定できる演算子は、次のとおりです。

「*」……検索語どうしを AND 条件で掛け合わせます。

「+」……検索語どうしを OR 条件で掛け合わせます。

「-」……検索語どうしを NOT 条件で掛け合わせます。

また、AND、OR、NOT を組み合わせる場合は、四則演算の規則に従い、カッコを用います。たとえば、「労働」と「賃金」の両方の語を含み、「組合」を含まない判例を探す場合、「(労働*賃金)-組合」のように指定します。

- 「関連語」ボタン……関連語とは、類似した意味を持つ語や上位・並列・下位概念の関係にある語などを、法律的観点から整理し、辞書化したものです。ボタンをクリックすると、画面右の結果表示エリアに関連語の一覧を表示します。

◆ 「関連語」の一例

たとえば、「債権」の関連語としては、次のようなものがあります。

可分債務／回帰的給付／帰責事由／金銭債権／継続的給付／結果債務／元本債権／債権の準占有者／債務不履行／作為債務／種類債権／重過失／選択債権／特定物債権／任意債権／不可抗力／不可分債務／不完全履行／不作為債務／利息債権／履行遅滞／履行不能／履行補助者……

- 「連想語」ボタン……クリックすると、検索エンジンが「近い関係にある」と判断した語を画面右の結果表示エリアに一覧表示します。

- フリーワード検索設定……クリックすると、検索範囲についての細かいオプション選択のための画面が開きます。検索対象を「書誌」、「要旨」、「本文」等に限定したり、同意語の自動展開機能を利用する／利用しないを変更したりすることが可能です。

初期設定では、検索対象は「すべて」、同意語の自動展開機能は「利用する」、要旨の検索単位は「判例単位」になっています。



フリーワード検索設定

◆ 検索対象について

フリーワードの検索対象を限定します。対象とする項目以外のチェックマークを外してください。

- 「すべて」……検索対象を限定しません（標準設定）。
- 「書誌」……検索対象を書誌情報に限定します。
- 「要旨」……検索対象を判例要旨に限定します。
- 「検索単位」……検索対象に要旨を含み、複数の検索語を掛け合わせて検索した場合に有効です。検索語を1要旨内で検索したい場合は「要旨」単位を、検索語を1判例内（複数要旨にまたがって）で検索したい場合は「判例」単位を選択してください。標準設定は「判例」単位です。
- 「本文」……検索対象を判例本文に限定します。判例本文中の部分（書誌情報部分、主文、事実、理由）でさらに細かく限定することもできます。

◆同意語の自動展開

同意語自動展開を「利用する」にすると、表記の揺れや同意語処理された語を併せて検索することができます。

B : 事項

「事項」とは、判例要旨中から特に選び出した重要な語句や、判例要旨・本文には含まれていない講学上の概念や実務上の熟した語句をキーワード化したものです。事項欄に入力して「候補」ボタンをクリックすると、右のエリアに該当する候補の一覧を表示します。

●「関連語」ボタン……関連語とは、類似の意味を持つ語や上位・並列・下位概念の関係にある語などを、法律的観点から整理し、辞書化したものです。ボタンをクリックすると、結果表示エリアに関連語の一覧を表示します。

●掛け条件式……複数の検索語を指定した場合に適用する条件を指定します。[掛け条件式の詳細について ⇒ 「[A:フリーワード](#)」参照]

C : 参照法令

各判例の参照法令および条数で検索します。法令名または法令名の略称を入力してください。法令名の一部しか思い当たらない場合は、「候補」ボタンをクリックして、表示される該当候補から選択してください。必要に応じて、条、枝条、枝枝条を入力できます。

●「条文表示」ボタン……入力した参照法令と条数に該当する条文を、別ウインドウに表示します。

D : 判例 ID

判例 ID は、各判例に付けた重複のない識別番号（8桁の正数）です。特定の判例をピンポイントで検索する場合に指定すると便利です。

E : 裁判年月日

裁判年月日またはその範囲を指定して検索します。年月日の指定は、プルダウンボックスから「日付指定」、「範囲指定」、「以降」、「以前」を選択できます。入力欄には、年月日欄をすべて入力する以外にも、元号十年、元号十年十月の指定も可能です。また、ラジオボタンにより選択することで、西暦による検索も可能です。なお、年月日の指定は以下のとおりです。

●日付指定……指定した日付の判例を検索します。

●範囲指定……上段に自年月日、下段に至年月日を入力します。自年月日を空欄にすると、至年月日以前の判例を検索対象にします。至年月日を空欄にすると、自年月日以降、最新の判例までを検索対象にします。

- 以降……指定した年月日以降の判例を検索します。
- 以前……指定した年月日以前の判例を検索します。

F : 裁判所

裁判所の正式名称または略称で検索します。名称の一部を入力して「候補」ボタンをクリックすると、該当する裁判所の一覧を表示します。何も入力せずにクリックすると、すべての裁判所を一覧表示します。一覧から裁判所を選択すると、その裁判所名を入力欄に反映します。

◆裁判所名の略称指定

最高裁の判例を検索する場合は、「最高裁判所」または「最高裁」と入力します。高裁の判例を検索する場合、「高等裁判所」または「高裁」と入力します。地裁、簡裁、家裁についても同様に略称で検索可能です。

G : 事件番号

事件番号で検索します。元号十年のみ、元号十年+事件記録符号のみでも検索できます。

H : 出典

判例の出典名で検索します。出典の一部または略称を入力して「候補」ボタンをクリックすると、該当する出典の一覧を表示します。何も入力せずにクリックすると、すべての出典を一覧表示します。一覧から出典を選択すると、その出典名を入力欄に反映します。

I : 「検索」ボタン／パネル入力ボタン

検索条件の設定が完了して、検索を実行する場合には、「検索」ボタンをクリックします。検索の結果は、画面右の結果表示エリアに一覧表示します。

- 「**他の検索条件**」……裁判官、法編など、他の検索条件を指定する場合に、「**他の検索条件**」のリンク文字列をクリックします。[検索条件の指定の詳細について ⇒ 「[4.1.2 フリーワード検索エリア（他の検索条件）](#)」参照]
- パネル入力**……より複雑な検索条件の指定が可能なパネル入力に切り替えます。
[パネル入力の詳細について ⇒ 「[4.1.3 パネル入力](#)」参照]

4.1.2 フリーワード検索エリア（その他の検索条件）

フリーワード検索で「その他の検索条件」リンクをクリックすると、裁判年月日や裁判所名、事件番号等の初期表示では表示されていない条件の指定画面を開きます。

フリーワード検索

フリーワード [フリーワード検索設定](#) [候補](#) [連想語](#)

AND

事項 [候補](#) [AND](#)

参照法令 [候補](#) [条文表示](#)

裁判年月日 年 月 日 [日付指定](#)

裁判所 [候補](#)

事件番号 平成 年 () 号

出典 [候補](#) 卷 号

裁判官 [候補](#)

法編 指定なし

民事/刑事 すべて 民事 刑事

[▲ 閉じる](#) [検索](#) [パネル入力](#)

フリーワード検索エリア（「他の検索条件」表示時）

A：裁判官

裁判官名で検索します。名前の一部を入力して「候補」ボタンをクリックすると、該当する裁判官の一覧を表示します。一覧から裁判官を選択すると、その裁判官名を入力欄に反映します。

B：法編

検索対象を 36 の法編（画面表示上は 37 法編）から選択して指定します。「指定なし」を選択している場合は、すべての法編の判例を対象として検索します。〔法編の詳細について ⇒ 「[4.2 体系目次検索](#)」参照〕

C：民事／刑事

検索対象を「民事事件のみ」または「刑事事件のみ」に限定して検索します。初期設定は、「すべて」(全判例を対象) となっています。

◆ 「民事／刑事」の区分方法

『判例体系』では、原則として、事件記録符号が片仮名の判例を民事事件、平仮名の判例を刑事案件として区分しています。少年事件は刑事案件に区分しています。

4.1.3 パネル入力

「検索」ボタンの右にある「パネル入力」ボタンをクリックすると、より複雑な条件設定が可能なパネル入力の画面を表示します。パネル入力の画面では、各検索項目の入力欄を縦に展開できるため、より多くの検索条件を指定できます。

パネル入力

A : フリーワード

フリーワード入力欄は、「をすべて含む」(AND)、「のいずれかを含む」(OR)、「のどれも含まない」(NOT) の 3 つがあり、複雑な掛け合わせができます。それぞれの欄に検索語（フリーワード）を入力します。複数の語を入力する場合には、語と語の間にスペース（半角または全角）を入力してください（例：「在職中 発明 対価」）。各入力欄に、同時に検索語を入力することも可能です。たとえば、「をすべて含む」欄に「在職中発明」と入力し、「のどれも含まない」欄に「対価」と入力して

検索するといったことが可能です。

B : 事項

事項入力欄も、前述のフリーワード入力欄と同様に、「をすべて含む」(AND)、「のいずれかを含む」(OR)、「のどれも含まない」(NOT) の 3 つがあり、複雑な掛け合わせができます。それぞれの欄に検索語を入力します。複数の語を入力する場合には、語と語の間にスペース(半角または全角)を入力してください。各入力欄に、同時に検索語を入力することも可能です。たとえば、「をすべて含む」欄に「発明利益」と入力し、「のどれも含まない」欄に「対価」と入力して検索するといったことが可能です。

C : 参照法令

D : 裁判所

E : 事件番号

F : 出典

G : 裁判官

それぞれの項目名の内容で検索します。パネル検索では、最大で 10 行までの入力が可能です。「+」ボタンをクリックすると、入力欄を追加します。たとえば、参照法令の検索では「商法 38 条と 40 条の両方を参照法令に持つ判例を検索する」といった使い方が可能です。

- 「+」ボタン……参照法令の項目欄を追加します。
- 「-」ボタン……参照法令の項目欄を削除します。このボタンは、複数の項目欄が現れているときに表示します。
- 「OR」ボタン……項目欄に「のいずれかを含む」(OR) の条件を設定します。
- 「AND」ボタン……項目欄に「をすべてを含む」(AND) の条件を設定します。

H : 法編

検索対象を法編から選択して指定します。パネル検索では、複数の法編が指定できます。「すべて」にチェックマークを付けるとすべてが選択状態になり、チェックマークを外すと全法編が選択されていない状態になります。[法編の詳細について ⇒ [「4.2 体系目次検索」参照](#)]

I : 「検索」ボタン等／パネル解除ボタン

検索条件の設定が完了して、検索を実行する場合には、「検索」ボタンをクリックします。検索の結果は、画面右の結果表示エリアに一覧表示します。

- パネル「解除」ボタン……パネル入力を解除します。

4.1.4 入力候補の検索（関連語・連想語・候補）

検索語を入力するにあたって、適切な言葉が見つからないようなときや検索語が曖昧な場合には、入力候補機能を利用するのが便利です。そのために、フリーワード検索では、「関連語」ボタン、「連想語」ボタン、「候補」ボタン等が付いた検索語入力欄を用意しています。

「関連語」とは、類似した意味を持つ語や上位・並列・下位概念の関係にある語などを、法律的観点から整理し、辞書化したものです。「関連語」ボタンは、フリーワード欄と事項欄に付いています。

「連想語」は、検索エンジンが「近い関係にある」と判断した語です。「連想語」ボタンは、フリーワード欄に付いています。

「候補」ボタンは、事項、参照法令、裁判所、出典、裁判官の各欄に付いています。「候補」ボタンをクリックすると、入力した語の一部を含む入力候補を一覧表示します。

◆「候補」における略称の取扱い

【参照法令】、【裁判所】、【出典】は、正式名称と略称に対応しています。略称を入力してガイドボタンをクリックした場合は、右フレームの入力候補一覧には、正式名称に読み替えた一覧表が表示されます。

入力欄に検索語を入力し、これらのボタンをクリックすると、画面右のエリアに入力候補を一覧表示します。



◆「候補」における略称の取扱い

【参照法令】、【裁判所】、【出典】は、正式名称と略称に対応しています。略称を入力してガイドボタンをクリックした場合は、右フレームの入力候補一覧には、正式名称に読み替えた一覧表が表示されます。

入力候補の検索（一覧表示）

入力候補エリアの上部には、検索語を入力するボックスと「候補を検索」ボタンがあります。このボックスには、画面左のフリーワード検索エリアで入力した検索語が表示されますが、別の用語を入力して再検索することも可能です。次の例では、再検索によって、検索結果のヒット件数や内容が異なっていることがわかります。

入力候補の検索（検索語の変更前・後）

■ フリーワード

該当候補に適切な検索語が見つかった場合は、その行をクリックし、検索語を入力欄に追加します。続けて複数の行をクリックすると、入力欄に複数の語をスペースで区切って入力します。

入力候補の入力欄への追加

■フリーワード以外の入力欄

「フリーワード」欄以外の入力欄（「事項」、「参照法令」、「裁判所」等）では、候補欄から選択した語はダブルクオーテーション（“ ”）でくくって反映され、完全一致での検索となります。

複数の行をクリックすると、複数の検索語を指定することができます。



フリーワード検索

フリーワード

事項

土地收用

参照法令

新着情報

フリーワード

候補を検索

該当候補: 61件

仮登記後の土地收用

区画整理・土地收用

事業認定と土地收用裁決

地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法14条の土地收用

入力候補の検索（事項）



フリーワード検索

フリーワード

事項

“仮登記後の土地收用”

参照法令

新着情報

フリーワード

候補を検索

該当候補: 61件

仮登記後の土地收用

区画整理・土地收用

事業認定と土地收用裁決

地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法14条の土地收用

入力候補の検索（完全一致での指定）

“”でくくり、完全一致を指定

4.2 体系目次検索

『判例体系』では、法曹界・法学界の最高権威を中心とした「判例体系編集委員会」によって作成された体系目次のもとに、判例（要旨）が整理・分類されています。体系目次検索では、目次見出し（体系項目）を選択することにより、その項目に分類された判例要旨（論点・争点を同じくする判例）をまとめて閲覧することができます。

◆「体系目次検索」における用語の定義

●大法編

『判例体系』では、全法分野を「公法編」、「民事法編」、「民事特別法編」、「社会経済法編」、「刑事法編」の5つに大別しています。この区分を「大法編」と呼びます。

●法編（36法編）

〔『判例体系』の基本的な36分類について ⇒ [「1.2.1 「法編」の構成」参照](#)〕

●体系項目

体系目次の各見出しを「体系項目」と呼びます。

A: 「体系目次」ボタン

B: 体系目次検索画面

C: フリーワード

D: 検索結果

E: 最近の検索

A: 「体系目次」ボタン

体系目次検索の画面を表示します。

B : 体系目次エリア

体系目次を表示します。行にカーソルを合わせてクリックすると、その下の階層の体系目次を表示します。この目次を展開していくことで判例の体系をたどることができます。〔体系目次の選択について ⇒ 「[4.2.1 体系目次の選択](#)」参照〕

C : 「体系目次をさがす」エリア

体系目次の中から該当する体系項目を検索することができます。目的の体系項目がどこにあるのか、はっきりしない場合に利用します。条件を設定して「体系目次の候補」ボタンをクリックすると、画面右の結果表示エリアに候補の一覧を表示します。〔体系目次の検索について ⇒ 「[4.2.3 体系目次検索をさがす](#)」参照〕

D : 選択中の体系項目エリア

体系目次エリア (B) で選択した体系項目をこのエリアに表示します。〔選択中の体系項目について ⇒ 「[4.2.2 選択中の体系項目](#)」参照〕

- 「全解除」ボタン……体系項目の選択をすべて解除します。
- 「体系目次を表示」ボタン……体系目次エリアに体系目次を表示していないときにこのボタンをクリックすると体系目次を表示します。
- 「解除」リンク……該当の体系項目の選択を解除します。
- 「検索」ボタン……検索条件の設定が完了して検索を実行する場合にクリックします。検索の結果は、画面右の結果表示エリアに一覧表示します。

E : 最近の検索エリア

最近の検索エリアには、直前にこの画面で実行した検索の履歴（検索した体系目次やヒットした件数等）を 5 件まで表示します。

- 「すべて表示」……「すべて表示（検索履歴）」のリンク文字列をクリックすると、「検索履歴」画面に遷移し、最大 100 件の検索履歴を検索実行日ごとに表示します。

◆ 「最近の検索」と「検索履歴」

「最近の検索」は、検索画面別に保持しています。すべての検索履歴を参照する場合や、詳細な検索履歴を確認する場合は、「最近の検索」の「すべて表示（検索履歴）」、またはメニューバーの「検索履歴」ボタンをクリックしてください。

4.2.1 体系目次の選択

初期状態の体系目次エリアには、第一階層（『判例体系』の基本分類である 36 法編）の法編が並んでいます。次の階層がある法編には、行の左端に“”アイコンが付きます。次の階層を開くには、法編の行をクリックします（クリック可能な位置は下図参照）。すると、第一階層が開いて、第二階層を表示します。第一階層と同様に、次の階層がある法編には、“”アイコンが付きます。

■体系目次の開き方

以下の例のように体系目次の各行を次々にクリックして、目的の体系項目を探します。



体系目次の開き方

■体系目次の閉じ方

階層を閉じる場合は、ひとつ上の階層をクリックしてください。



体系目次の閉じ方

■体系目次の戻り方

一番上の「判例体系目次」をクリックすると、37の法編が並んだ初期状態に戻ります。

■体系目次からダイレクトに検索する

各行にマウスポインタを合わせると、行の右端に“”アイコンが現れます。これをクリックすると、その項目を単独ですぐに検索することができます。



体系目次からのダイレクト検索

検索を実行すると、画面右のエリアに検索結果の一覧を表示します。

■「最判解説」ボタンからの検索について

体系目次では、条レベル以下の階層に紐づく判例に、「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」で解説された判例がある場合、「最判解説」ボタンを表示しています。“”アイコンをクリックすると、これらの解説と紐づく判例に絞り込まれた一覧が表示されます。

体系目次検索（検索実行後）

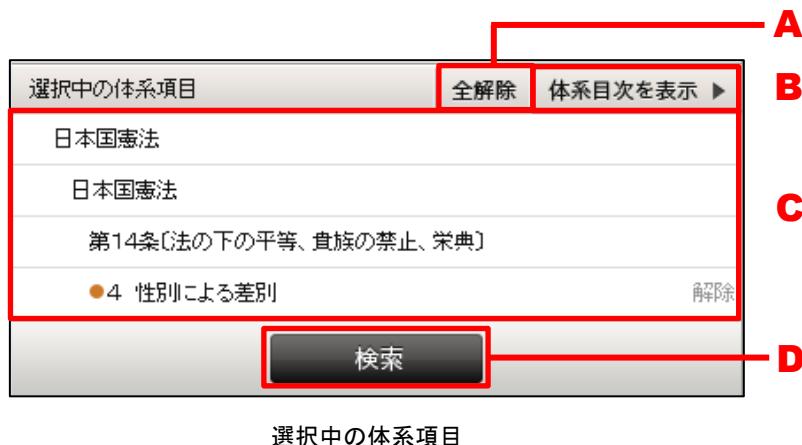
■ 体系目次の選択

チェックボックスにチェックマークを付けると、その体系項目が選択され、体系項目を表示するエリアに表示します。〔選択中の体系項目について ⇒ 「[4.2.2 選択中の体系項目](#)」参照〕

体系目次の選択

4.2.2 選択中の体系項目

体系目次表示エリアで選択した体系項目を表示するエリアです。



A :「全解除」ボタン

選択中の体系項目をすべて解除します。

B :「体系目次を表示」ボタン

体系目次を表示するボタンです。たとえば、入力候補を表示している状態でクリックすると、最後に表示していた体系目次が現れます。すでに体系目次を表示している場合は変化しません。

C : 選択中の体系項目表示エリア

選択中の体系項目を表示するエリアです。各体系項目をクリックすると、体系目次エリアに該当する体系項目を表示することができます。

●「解除」リンク……「解除」のリンク文字列をクリックすると、該当する体系項目の選択を解除します。

D :「検索」ボタン

検索条件の設定が完了して、検索を実行する場合には、「検索」ボタンをクリックします。検索の結果は、画面右の結果表示エリアに一覧で表示します。〔検索結果の詳細について ⇒ 「[5 検索結果一覧](#)」参照〕

4.2.3 体系目次項目をさがす

体系目次検索では、「フリーワード」、「法編」、「法令」の各条件を指定して、体系目次内の項目を検索することができます。

体系目次項目をさがす（入力欄）

A : フリーワード

フリーワード入力欄に、検索語（フリーワード）を入力し、体系中の語句を検索します。複数の語を入力する場合には、語と語の間にスペース（半角または全角）を入力してください。（例：「性別 差別」）

●**掛け合わせ条件式**……複数の検索語を指定した場合に適用する条件を指定します。「AND」は、すべての検索語を含む判例を検索します（初期設定）。「OR」は、指定したいずれかの検索語を含む判例を検索します。「検索式」は、論理演算式を用いて、より複雑な条件を指定します。

◆ 「検索式」の指定

掛け合わせ条件を「検索式」にした場合に指定できる演算子は次のとおりです。

「*」……検索語どうしを AND 条件で掛け合わせます。

「+」……検索語どうしを OR 条件で掛け合わせます。

「-」……検索語どうしを NOT 条件で掛け合わせます。

また、AND、OR、NOT を組み合わせる場合は、四則演算の規則に従い、カッコを用います。たとえば、「労働」と「賃金」の両方の語を含み、「組合」を含まない判例を探す場合、「(労働*賃金)-組合」のように指定します。

B : 法編

体系中の事項を法編から選択して指定します。[法編の詳細について ⇒ 「[1.2.1 「法編」の構成](#)」参照]

C : 法令

法条体系に整理された各体系項目を、法令および条数で検索します。法令名または法令名の略称を入力してください。法令名の一部しか思い当たらない場合は、「候補」ボタンをクリックして、表示される該当候補から選択してください。

●「条文表示」ボタン……入力した参照法令と条数に該当する条文を表示します。

D : 「体系目次の候補」ボタン

フリーワードや法編、法令名を入力して「体系目次の候補」ボタンをクリックすると、体系目次表示エリアに該当する体系目次を表示します。

4.2.4 入力候補

体系目次検索で「フリーワード」や「法編」、「法令」などの検索条件を設定して、「体系目次の候補」ボタンをクリックすると、画面右のエリアに体系目次の入力候補を表示します。各項目をクリックすると、体系目次画面の該当箇所に切り替わります。チェックボックスにチェックマークを付けたり、“”アイコンをクリックすると、その項目だけで検索実行できるのは、体系目次画面と同様です。



体系目次項目をさがす（入力候補）

A : 該当候補数

体系目次検索でヒットした体系目次の候補数を表示します。

B : 階層の有無を示すアイコン

“” のアイコンは次の階層が存在することを示します。クリックすると、階層が開いて次の階層を表示します。“” アイコンは次の階層が開いている際に表示します。クリックすると階層が閉じて、“” アイコンに変わります。

C : 選択のチェックボックス

入力候補の選択／非選択を指定します。入力候補を選択する場合にはチェックマークを付け、選択しない場合にはチェックマークを外します。

4.2.5 体系目次内に「→」を含む場合について

体系目次では、法編・法令が項目レベルで細分化され、判例が紐づけられています。関連する項目がある場合、「→」で参照先を提示しておりますが、この参照先について、

「→」以下の文字列をクリックすることで「候補」を表示することができます。

【「→」を含む体系項目の例】



【参照先の候補の表示例】



各項目をクリックすると、体系目次画面の該当箇所に切り替わります。チェックボックスにチェックマークを付けたり、“”アイコンをクリックすると、その項目だけで検索実行できるのは、体系目次画面と同様です。

なお、右上の「×」ボタンをクリックすると、一つ前の状態に戻すことができます。

5 検索結果一覧

5.1 判例の一覧

フリーワード検索、体系目次検索の検索結果は、画面右のエリアに最大で 50 件を一覧表示します。

◆検索結果一覧の表示件数等の変更

検索結果一覧の表示件数は、マイページの「利用設定」画面で変更することができます。「判例体系」の「検索結果一覧表示設定」にある「一覧表示件数」で「10 件」、「20 件」、「30 件」、「40 件」、「50 件」から選択してください。

該当判例: 241 件

1 28180502 平成24年3月8日／最高裁判所第一小法廷／判決／平成21年(受)1186号 テックジャパン事件 一部破棄差戻し、一部棄却 最高裁判所裁判集民事240号121頁.他

【判例タイムズ判示事項】 1 基本給を月額で定めた上で月間総労働時間が一定の時間を超える場合に1時間当たり一定額を別途支払うなどの約定のある雇用契約の下において、使用者が、各月の上記一定の時間以内の労働時間中の時間外労働についても、基本給とは別に、労働基準法(平成20年法律第89号による改正前のもの)37条1項の規定する割増賃金の支払義務を負うとされた事例

2 28180422 平成24年2月23日／最高裁判所第一小法廷／判決／平成23年(受)268号 配当異議事件

検索結果一覧画面

A : 検索結果の絞り込みエリア

検索結果を絞り込むための条件を設定したり、絞り込みを実行・解除するためのエリアです。フリーワード検索の結果一覧では、「出典」、「最近の判例」、「裁判所」、「情報の有無」の 4 つを、体系目次検索の結果一覧では、「裁判所」、「情報の有無」の 2 つを絞り込みの条件として設定することができます。

●出典……出典の種類を「公刊物」、「未公刊-第一法規セレクト」、「未公刊-その他」から選択します。

- ・公刊物：「最高裁判所民事判例集」「判例タイムズ」や裁判所ウェブサイトなどを出典とする判例
- ・未公刊 - 第一法規セレクト※：公刊物未登載判例のうち、今後の公刊物登載

可能性が高いと思われるものや、報道等で広く知られている判例

- ・未公刊 – その他※：前記(1) (2)のいずれにも分類されない判例

※第一法規編集部にて内容を確認し、今後の公刊可能性等の観点から独自に分類しています。

●最近の判例……裁判年月日の範囲で絞り込みます。「すべて」、「半年以内」、「1年以内」、「5年以内」、「平成元年以降」から選択します。

●裁判所……最高裁・大審院の判例に限定する場合は、「最高裁・大審院にしほる」にチェックマークを付けます。

●情報の有無……情報の有無を「本文あり」、「要旨あり」、「解説あり」から選択します。

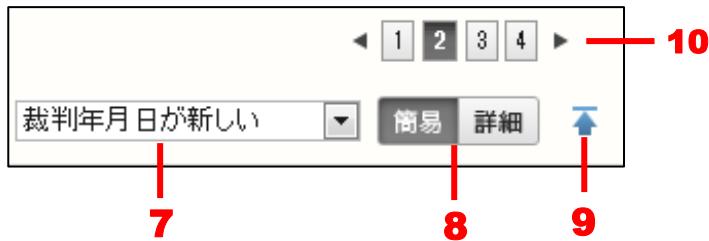
●「絞込み/解除」ボタン……設定した条件で絞り込みを行うときは「絞込み」ボタンをクリックします。絞り込みを解除するときは「解除」ボタンをクリックします。

B : ツールバー

検索された判例に対して、印刷、ダウンロード、一覧の抽出等の操作を行うためのアイコンを集めたバーです。ツールバーは、一覧の下方にスクロールしても画面の上部に常駐します。



1. 該当判例……検索でヒットした判例の件数を表示します。
2. 選択件数……検索結果の一覧から選択している判例の数です。〔選択の方法について ⇒ 「[C:判例一覧](#)」参照〕
3. 印刷……一覧の判例を印刷します。〔印刷の方法について ⇒ 「[5.1.1 判例一覧の印刷](#)」参照〕
4. ダウンロード……一覧の判例をダウンロードします。〔ダウンロードの方法について ⇒ 「[5.1.2 判例一覧のダウンロード](#)」参照〕
5. 抽出した一覧……選択した判例だけを一覧表示します。再度クリックすると、元の状態に戻ります。
6. 全選択……チェックマークを付けると、現在画面に表示している判例をすべて選択状態にします。チェックマークを外すと、選択を解除します。



7. 一覧のソート……一覧を裁判年月日、重要度、検索語との関連度でソートします。

◆検索語との関連度について

一覧のソートで、「検索語との関連度が高い」を選択すると、検索エンジンが検索語と関連性が高いと判断した順に判例を並べ替えます。

8. 簡易／詳細表示……一覧の簡易表示と詳細表示を切り替えます。

◆簡易／詳細表示の違い

検索結果の一覧では、初期設定では「簡易」表示となっています。「簡易」表示では、「概要・要旨」の一部を表示します。「詳細」をクリックすると、「要旨・概要」は全文表示となり、参考法令、評釈、審級関連などの情報を表示します。フリーワード検索の場合は、ヒット箇所の前後の文書も表示します。

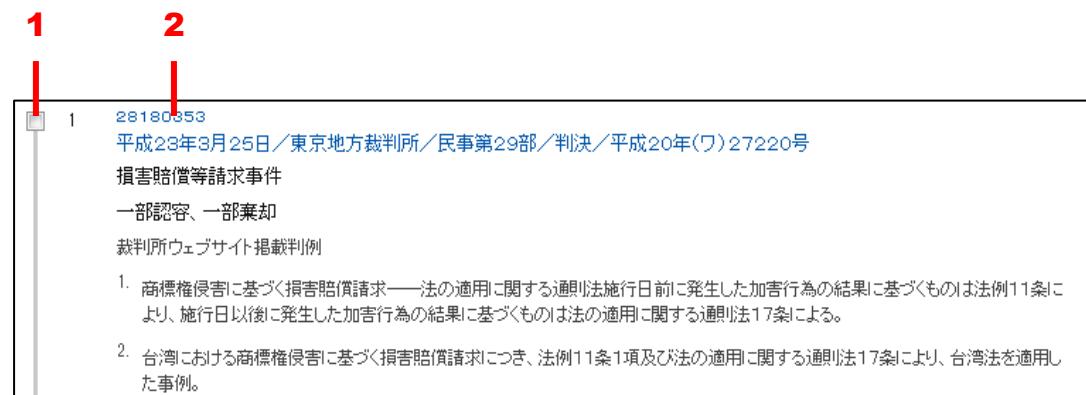
9. 上へ戻る……一覧の上部に戻ります。

10. 前へ／次へ……1つのページに表示可能な判例一覧は、初期設定では50件です。

51件目以降を表示する場合は、このボタンをクリックしてページを切り替えます。数字のアイコンをクリックすると、該当するページを表示します。黒い三角のアイコンをクリックすると、前のページ／次のページを表示します。

C : 判例一覧

判例一覧には、判例ID、裁判年月日、裁判所、事件名、裁判結果、概要などの情報を表示します。判例ID等のリンク文字列をクリックすると新しいウィンドウが開いて判例詳細画面を表示します。[詳細画面について ⇒ 「[6 判例の詳細表示](#)」参照]



1. 選択のチェックボックス……判例を選択する場合にチェックマークを付けます。

チェックマークを付けると、その数をツールバーの選択件数欄に表示します。

2. 判例 ID 等のリンク文字列……クリックすると、新しいウィンドウが開いて、判例の詳細情報を表示します。

◆検索結果一覧に表示する判例の情報

●簡易表示・詳細表示で共通の表示項目は、次のとおりです。

判例 ID、裁判年月日、裁判所名、部署名、裁判形式、事件番号、著名事件名（または事件名）、裁判結果、上訴等、出典（最初の1つのみ表示し、他は「等」として省略）、判示事項（または要旨）

●詳細表示のみの表示項目は、次のとおりです。

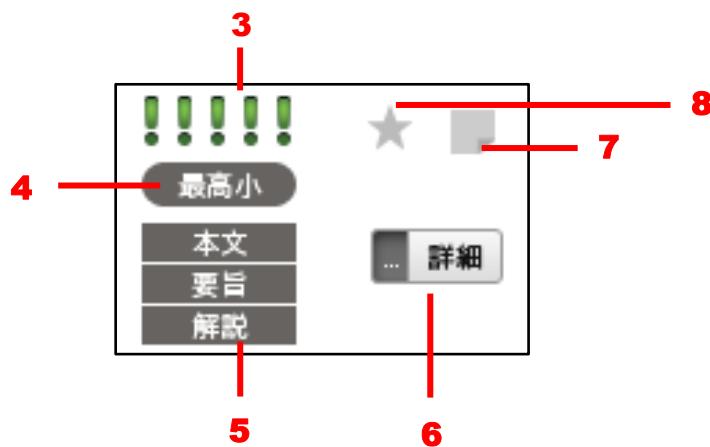
出典（すべての出典を表示）、参照法令、ヒット箇所、裁判官、少数意見、審級関連、評釈

◆検索結果一覧で表示する要旨文字数の変更

検索結果一覧で表示する要旨・判示事項の文字数は、マイページの「利用設定」画面で変更することができます。「判例体系」の「検索結果一覧表示設定」にある「判示事項・要旨文字数」で「全て」、「50字」、「100字」、「200字」から選択してください。一覧性を優先する場合は短い文字数で、一覧上で判例の概要を検討する場合は、長い文字数を設定すると効果的です。

◆一覧での判例の選択

判例一覧から選択する場合、一覧のページを跨いでチェックマークを付けることができます。表示中のページのすべての判例を選択する場合は、ツールバーの「全選択」のチェックボックスにチェックマークを付けてください。全チェックマークを解除する場合は、ここにチェックマークを外してください。判例は50件まで選択することができます。



3. 重要度……判例の重要度を表します。重要度は0~5の6段階です。

◆重要度について

重要度は、各判例にひもづく評釈の数などの観点から、独自にポイント化して設定しています。

4.最高裁／大審院……最高裁判所・大審院の判例を表します。小法廷の場合は「最高小」、大法廷の場合は「最高大」、大審院の場合は「大審院」となります。

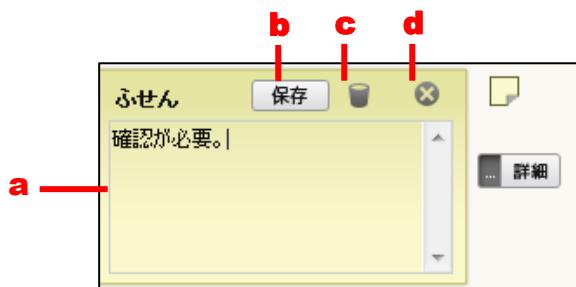
5. 情報の有無……「本文」、「要旨」、「解説」の情報があるかどうかを示します。

6.詳細表示／簡易表示……判例ごとに詳細表示と簡易表示を切り替えます。「詳細」をクリックすると詳細表示になり、「簡易」をクリックすると簡易表示になります。

7.ふせん……クリックするとふせんが付き、アイコンの色が薄い黄色に変わります。ふせんが付いた状態のアイコンをクリックすると、ふせんにメモを記入することができます。

「ふせん」は、ID・パスワードを入れてログインした場合のみ有効な機能です。

団体利用（IP アドレスによる認証等）の場合は、管理者の設定した内容の参照が可能です。



a.メモ入力欄……メモを入力します。

b.「保存」ボタン……ふせん・メモを保存します。

c.「削除」アイコン……ふせん・メモを削除します。

d.「閉じる」アイコン……ふせん・メモを閉じます。

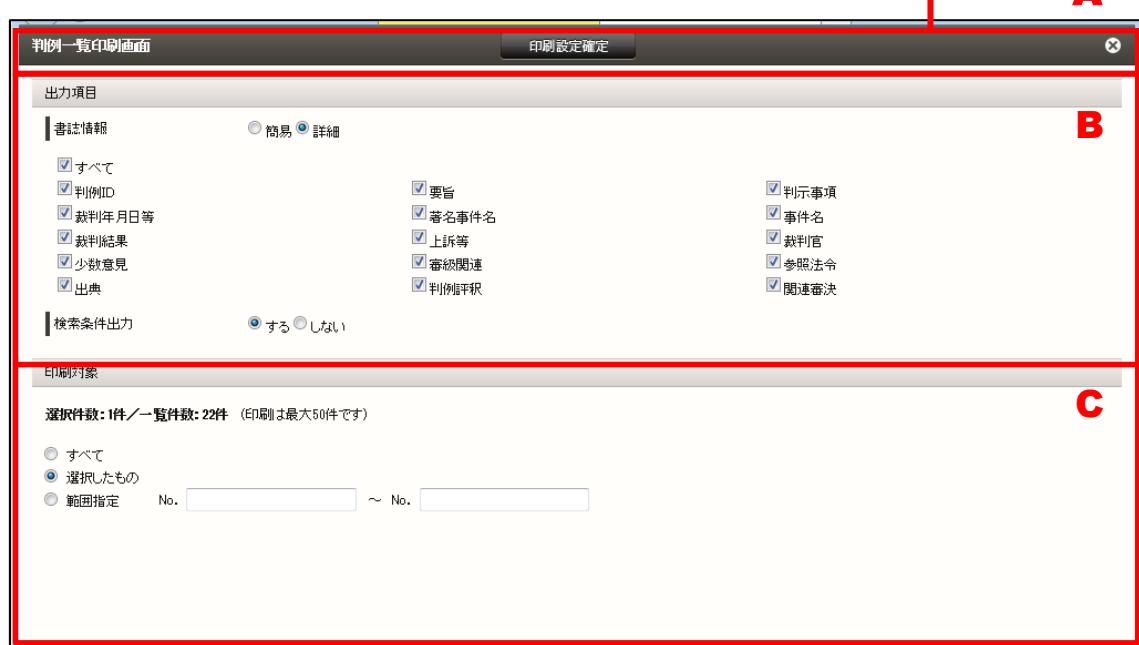
8.お気に入り判例……クリックすると「お気に入り判例」として登録され、アイコンの色が薄い黄色に変わります。なお、登録と同時に、メールアラート対象となります。

[メールアラート機能について ⇒ 「[7.2.1 個別判例のアラート機能](#)」参照]

「お気に入り判例」は、ID・パスワードを入れてログインした場合のみ有効な機能です。団体利用（IP アドレスによる認証等）の場合は、管理者の設定した内容の参照が可能です。

5.1.1 判例一覧の印刷

ツールバーの「印刷」アイコンをクリックすると、判例一覧を印刷することができます。印刷設定画面では印刷する情報や対象を細かく指定することができます。



印刷設定画面（判例一覧）

A : ツールバー

印刷用画面（プレビュー画面）を表示するための「印刷設定確定」ボタンや、判例一覧印刷画面を閉じるための「×」アイコンなどが並んだツールバーです。

B : 出力項目エリア

判例のどの項目を印刷するかを選択します。選択可能な項目は、「書誌情報」と「検索条件出力」に分かれています。

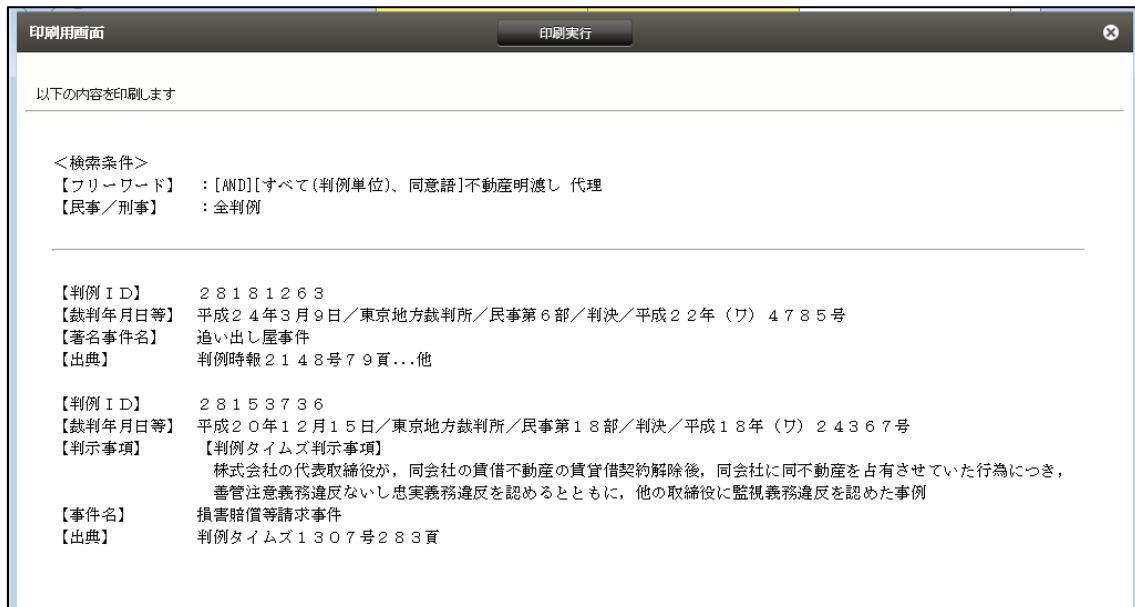
●**書誌情報**……出力する内容を「簡易」、「詳細」から選択します。「簡易」を選択すると、「判例 ID」、「裁判年月日等」、「判示事項」、「要旨」、「著名事件名」、「事件名」、「出典」を出力します。「詳細」を選択すると、画面上の項目から出力項目を選択することができます。

●**検索条件出力**……検索条件を出力するかしないかを選択します。

C : 印刷対象エリア

印刷の対象となる判例を選択します。「すべて」を選択すると検索結果一覧の判例がすべて対象となります。「選択したもの」を選択すると検索結果一覧で選択した判例が対象となります。「選択範囲」を選択して番号の範囲（検索結果一覧の各判例に付いている番号）を入力すると、その範囲の判例が対象となります。一度に印刷できるのは 50 件までです。

出力項目と印刷対象を指定して「印刷設定確定」ボタンをクリックすると新しいウィンドウが開き、印刷用画面（プレビュー画面）を表示します。



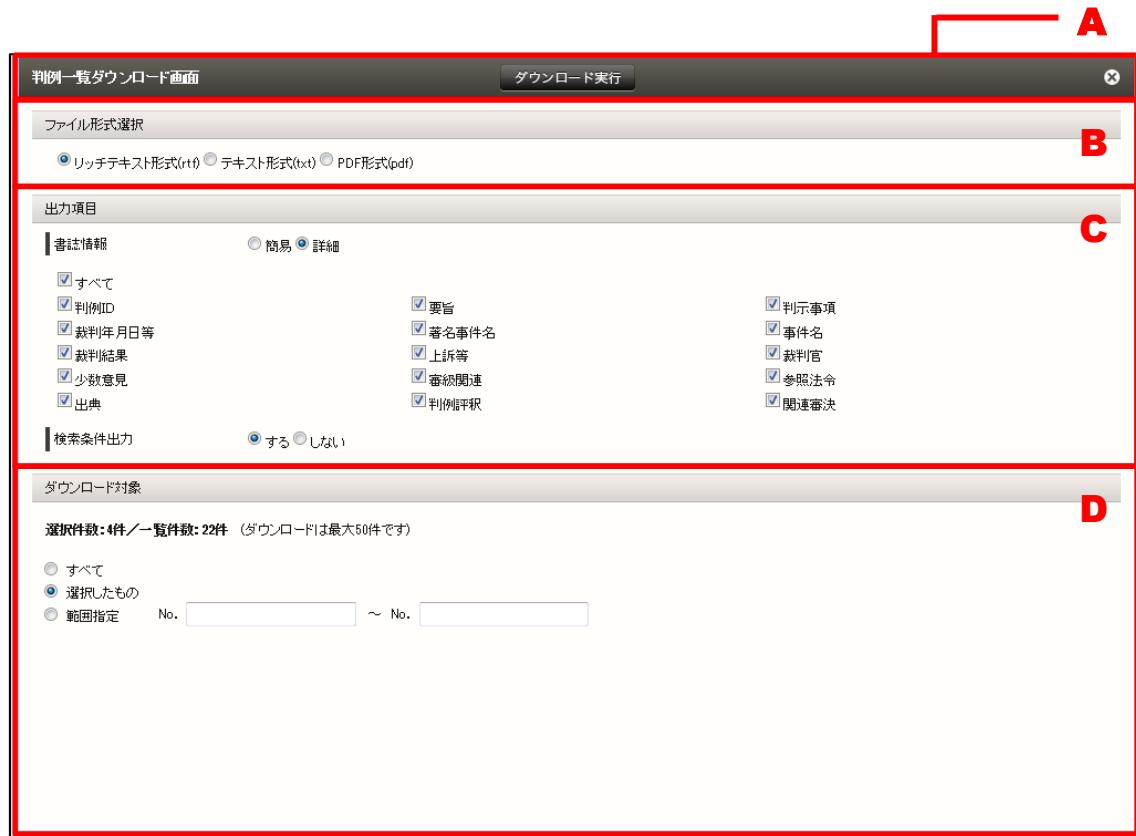
印刷用画面（プレビュー画面）

ツールバーの「印刷実行」ボタンをクリックすると、Windows の印刷ダイアログボックが開きます。必要に応じて、プリンタを選択したり、印刷設定を行ってください。すべての準備が整ったら「印刷」ボタンをクリックして印刷します。

※判決文を印刷したい方は判例の印刷画面（[6.1.1 判例の印刷](#)）をご利用ください。

5.1.2 判例一覧のダウンロード

ツールバーの「ダウンロード」アイコンをクリックすると、判例一覧のデータをダウンロードすることができます。判例一覧ダウンロード画面では、ダウンロードする情報や対象を細かく指定することができます。



ダウンロード設定画面（判例一覧）

A : ツールバー

「ダウンロード実行」ボタンや、「判例一覧ダウンロード画面」を閉じるための「×」アイコン等が並んだツールバーです。

B : ファイル形式選択エリア

ファイル形式を「リッチテキスト形式 (.rtf)」、「テキスト形式 (.txt)」、「PDF 形式 (.pdf)」から選択します。初期設定では、ファイル形式は「リッチテキスト形式 (.rtf)」になっています。

◆ダウンロードのファイル形式

ファイル形式の初期設定は、マイページの「利用設定」画面で変更することができます。「判例体系」の「ダウンロード共通設定」にある「ファイル形式（初期状態）」で項目を選択してください。

C : 出力項目エリア

判例のどの項目を出力するかを選択します。選択可能な項目は、「書誌情報」と「検索条件出力」に分かれています。

●書誌情報……出力する内容を「簡易」、「詳細」から選択します。「簡易」を選択すると、「判例 ID」、「裁判年月日等」、「判示事項」、「要旨」、「著名事件名」、「事件名」、「出典」を出力します。「詳細」を選択すると、画面上の項目から出力項目を選択することができます。

●検索条件出力……検索条件を出力するかしないかを選択します。

D : ダウンロード対象エリア

ダウンロードの対象となる判例を選択します。「すべて」を選択すると検索結果一覧の判例がすべて対象となります。「選択したもの」を選択すると検索結果一覧で選択した判例が対象となります。「選択範囲」を選択して番号の範囲（検索結果一覧の各判例に付いている番号）を入力すると、その範囲の判例が対象となります。一度にダウンロードできるのは 50 件までです。

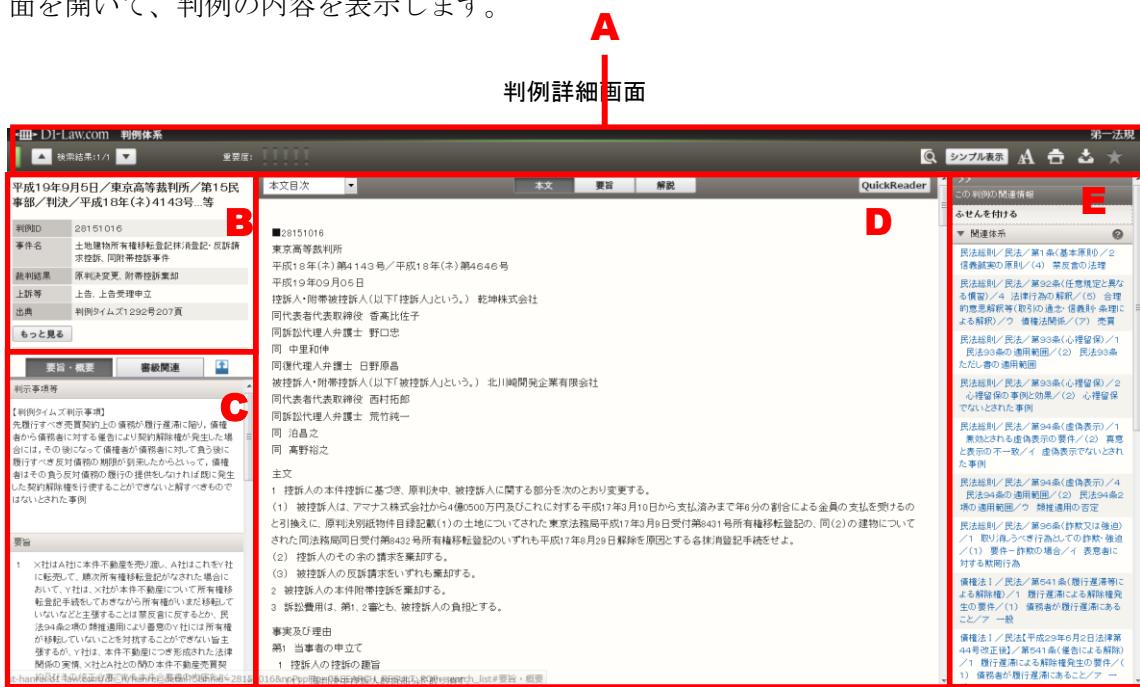
ファイル形式、出力項目、ダウンロード対象を指定して「ダウンロード実行」ボタンをクリックすると、設定したファイルのダウンロードが始まります。

※判決文をダウンロードしたい方は判例のダウンロード画面 ([6.1.2 判例のダウンロード](#)) をご利用ください。

6 判例の詳細表示

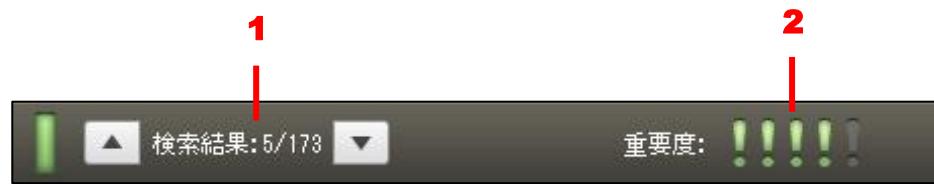
6.1 詳細画面

検索結果一覧や新規登載判例のリンク文字列をクリックすると、別ウィンドウで詳細画面を開いて、判例の内容を表示します。



A : ツールバー

検索結果を移動したり、判例本文の内容を検索したりするためのアイコン等が並んだツールバーです。



1. 「判例の移動」ボタン……検索によって見つかった判例間を移動する場合にクリックします。「▲」ボタンをクリックすると前の判例に移動し、「▼」ボタンをクリックすると次の判例に移動します。
2. 重要度アイコン……判例の重要度を示すアイコンです。

◆重要度について

各判例にひもづく評釈の数などの観点から独自にポイント化して設定しています。



3. 「ヒット箇所の移動」ボタン……フリーワード検索の検索ヒット箇所を移動する場合にクリックします。左の三角ボタンは前方のヒット箇所に移動し、右の三角ボタンは後方のヒット箇所に移動します。

4. 「判例内検索」アイコン……判例内を検索する場合にクリックします。検索の対象は中央の本文表示エリア内の情報（本文・要旨・解説）です。アイコンをクリックすると、ツールバーの下段に検索のエリアが現れます。検索語の入力欄に用語を入力して、「判例内検索」ボタンをクリックすると、ヒット箇所を表示します。次のヒット箇所もしくは前のヒット箇所に移動する場合は、「前ヒット」／「次ヒット」ボタンをクリックしてください。



a.検索語入力欄……検索する用語を入力します。

b.「判例内検索」ボタン……検索を実行するボタンです。

c.「前ヒット」／「次ヒット」ボタン……次のヒット／前のヒット箇所に移動します。

5. 「文字サイズ変更」アイコン……文字のサイズを変更する場合にクリックします。サイズ変更の対象は中央の本文表示エリア内の情報（本文・要旨・解説）です。アイコンをクリックすると、ツールバーの下段に文字サイズ変更のエリアが現れます。「最大」、「大」、「中」、「小」、「最小」の各ボタンをクリックすると、文字のサイズが変わります。



6. 「印刷」アイコン……判例を印刷します。[印刷の方法について ⇒ 「[6.1.1 判例の印刷](#)」参照]

7. 「ダウンロード」アイコン……判例をダウンロードします。[ダウンロードの方法について ⇒ 「[6.1.2 判例のダウンロード](#)」参照]

8. お気に入り判例……クリックすると「お気に入り判例」として登録され、アイコンの色が薄い黄色に変わります。なお、登録と同時に、メールアラート対象となります。

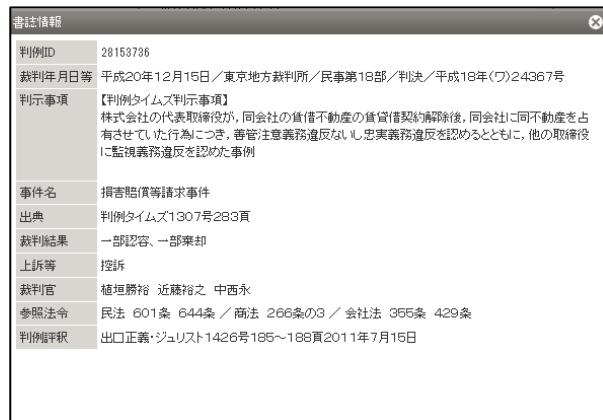
[メールアラート機能について ⇒ 「[7.2.1 個別判例のアラート機能](#)」参照]

「お気に入り判例」は、ID・パスワードを入れてログインした場合のみ有効な機能です。団体利用（IP アドレスによる認証等）の場合は、管理者の設定した内容の参照が可能です。

9. 「シンプル表示」ボタン……判決本文の表示中のみ表示されるボタンです。クリックすると、判決本文中の下線表示、リンク文字について、文字色を全て单一色で、下線表示なしとすると同時に、表示領域が広がります。再度クリックすると元に戻すことができます。

B : 書誌情報表示エリア

裁判年月日・事件番号等のエリアには、判例の裁判年月日や事件番号、書誌情報などを表示します。「もっと見る」ボタンをクリックすると、詳細な書誌情報をポップアップ表示します。この表示は、右上の「×」アイコンをクリックすると消えます。



書誌情報表示エリア

◆ 「書誌情報」の表示項目

書誌情報の表示項目は、次のとおりです。

「判例 ID」、「裁判年月日等」、「判示事項等」、「著名事件名」、「事件名」、「出典」、「裁判結果」、「上訴等」、「裁判官」、「少数意見」、「参照法令」、「判例評釈」

C : 要旨・概要、審級関連表示エリア

「要旨・概要」、「審級関連」の切り替えタブで、「要旨・概要」タブをクリックしたときには当該判例の判示事項と要旨を表示し、「審級関連」タブをクリックしたときには、当該判例の審級関連を表示します。[審級関係の参照について ⇒ 「[6.2.2 審級関連からの参照](#)」参照]

要旨・概要

要旨

1 抵当権設定後に建物を賃借した者から使用賃借の設定を受けた転借人は、競売前の前所有者から常に明度請求を貸借しておかなければならぬ立場にあることから、民法395条1項の引渡しの保護対象とはならない。

2 抵当建物の所有者たる建物貸借人の承諾なき転借(使用賃借)契約成立後、抵当権実行に基づく競売手続が開始した場合において、貸借人が建物買受人に対して、民法395条に基づき明度請求を主張できるとしても、無断転借人は同様の保護を享受しないから、無断転借が建物所有者にとって賃借の行為と認めるに足りない特段の事情がない限り、買受人は転借人を相手方として、民事執行法83条所定の引渡命令を求めることができる。

3 民法395条1項による引渡しを受ける貸借人から使用賃借を受けて不動産を占有していたとしても、前所有者(借貸人)との関係では保護されない転借人

審級関連

控訴審 平成20年4月26日／東京高等裁判所／第14民事部／決定／平成20年(ラ)440号 判例 ID:28141861

第一審 平成20年2月28日／東京地方裁判所／決定／平成20年(ラ)10178号 判例 ID:28141862

要旨・概要表示

審級関連表示

タブの右にある“”ボタンをクリックすると、「要旨・概要」、「審級関連」表示エリアが広がり、ボタンの形が“”に変わります。“”ボタンをクリックすると、「要旨・概要」、「審級関連」表示エリアが元の大きさに戻ります。

D : 本文表示エリア

本文を表示するエリアです。上部には「本文」、「要旨」、「解説」を切り替えるためのタブがあります。タブをクリックすると、本文、要旨、解説を切り替えて表示します。

◆ヒット箇所のハイライト表示

フリーワードで検索した場合に、ヒットした文字列をハイライト表示します。ハイライトは5色です。6つ以上の検索語を掛け合わせて検索した場合、6つ目以降は5つ目の検索語と同じハイライト色で表示します。

1
2
3

■28175947
最高裁判所第三小法廷
平成23年(ク)第230号
平成23年09月30日
抗告人 A
同代理人弁護士 小松初男
松繁三知代
相手方 X
同代理人弁護士 綿崎三千男

主文
本件抗告を棄却する。
抗告費用は抗告人の負担とする。

本文表示エリア

1. 「本文」タブ……判例の本文を表示します。判例本文表示時は、目次ボックスを表示します。プルダウンメニューから目次項目を選択すると、判例本文中の該当箇所にジャンプします。法令リンク・判例リンクをクリックすると、該当の条文や判例を表示します。判例リンクは、画面右の関連情報エリアに、「この判例内で引用されている判例」として一覧表示しています。

目次ボックス

本文目次 1 / 2 本文 要旨 解説 QuickReader

方8985円(被上告人×2が行った取引につき6億9014万2537円、H社が行った取引につき2億4557万6448円)及び遅延損害金の限度で、第7事件については1億7854万7900円(被上告人×2が行った取引につき1億4638万1382円、H社が行った取引につき3216万6518円)及び遅延損害金の限度で理由がある。

8 金商法21条の2に基づく損害賠償債務の遅滞時期について

(1) 論旨は、金商法21条の2に基づく損害賠償債務は不法行為責任とは異なる法定責任であるから、民法412条3項により履行請求時から遅滞に陥ると解すべきであるのに、上告人が履行の請求を受ける前の平成18年1月26日(ただし、一部の被上告人らについては同月27日又は同年2月1日)から遅延損害金を付すべきものとした原審の判断には、金商法21条の2の解釈適用を誤る違法があるというのである。

(2) 5(2)に説示したとおり、金商法21条の2は、投資者の保護の見地から、一般不法行為の規定の特則として、その立証責任を緩和した規定と解されるから、同条所定の賠償債務は不法行為に基づく損害賠償債務の性質を有するというべきである。

したがって、金商法21条の2に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、かつ、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものと解するのが相当である(最高裁昭和34年(オ)第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照)。原審の判断は正当としては認することができる。論旨は採用することができない。

9 結論

以上のとおりであるから、原判決中、第3事件及び第7事件に関する部分を主文第1項のとおり変更し、上告人のその余の上告を棄却することとする。

法令リンク

判例リンク

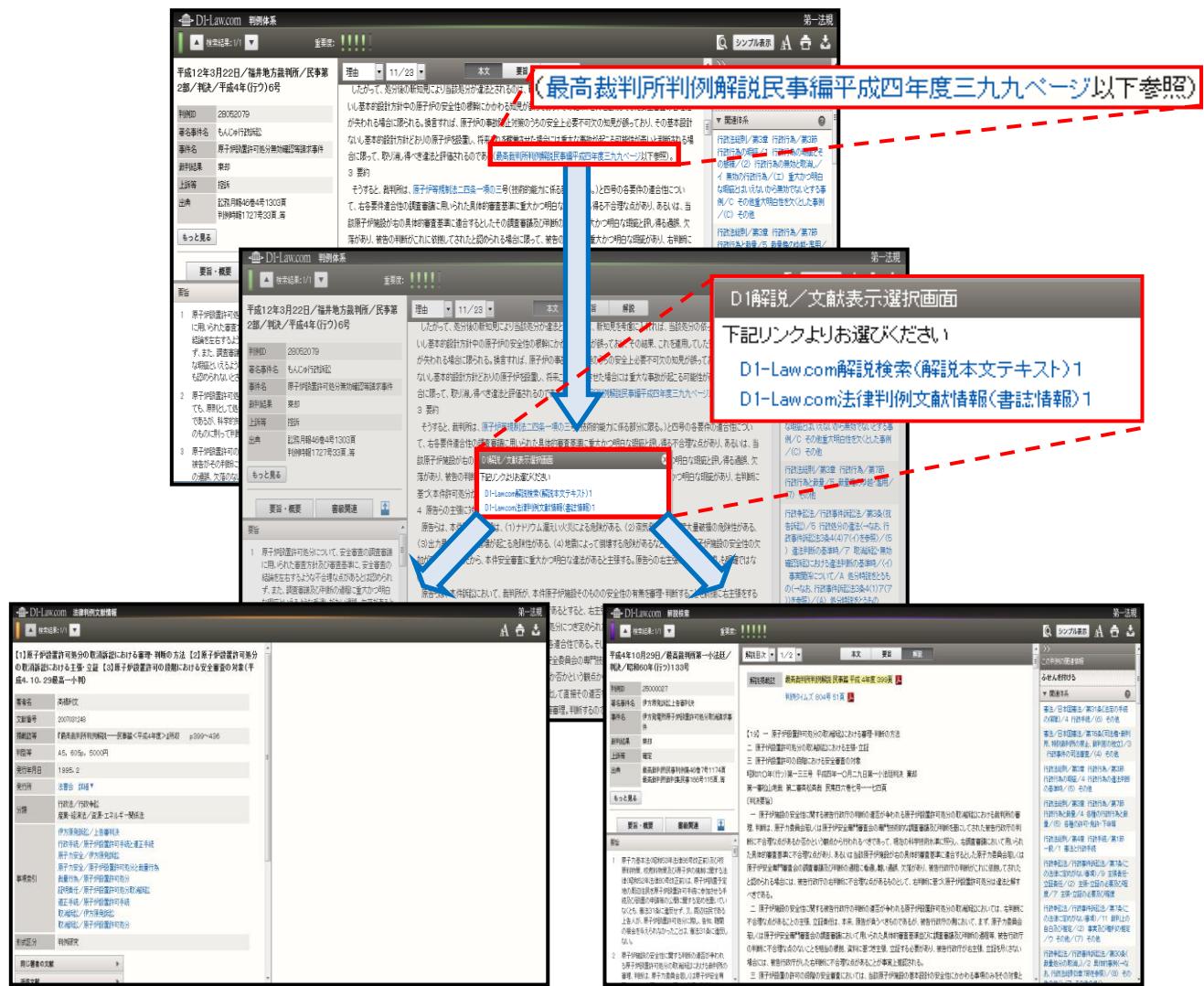
本文表示時

◆『D1-Law.com 解説検索』『D1-Law.com 法律判例文献情報』リンク機能について

判決本文中、「最高裁判所判例解説」を引用する箇所がある場合に、クリックすると『D1-Law.com 解説検索』の詳細画面を開くことができます。

また、「判例百選」「ジュリスト」「法学教室」等の法律関連の文献情報を引用する箇所がある場合に、クリックすると『D1-Law.com 法律判例文献情報』の詳細画面を開くことができます。

なお、「最高裁判所判例解説」と「法曹時報」の解説本文や、「D1-Law.com 法律判例文献情報」を閲覧するには、別途のご契約が必要となります。



【D1-Law.com 法律判例文献情報】画面例

【D1-Law.com 解説検索】画面例

◆原審引用リンク機能について

控訴審の判決本文中、原審を引用する箇所がある場合に、クリック 1 つで該当箇所にジャンプできるようになります。

ジャンプした画面では控訴審と原審が並んで表示され、引用箇所がハイライトされます。

第一法規
D-Law.com 判例体系

(10) **原判決28頁5行目から6行目**の「行っていた(乙66、被告人本人5頁)。」を、次のとおり改める。

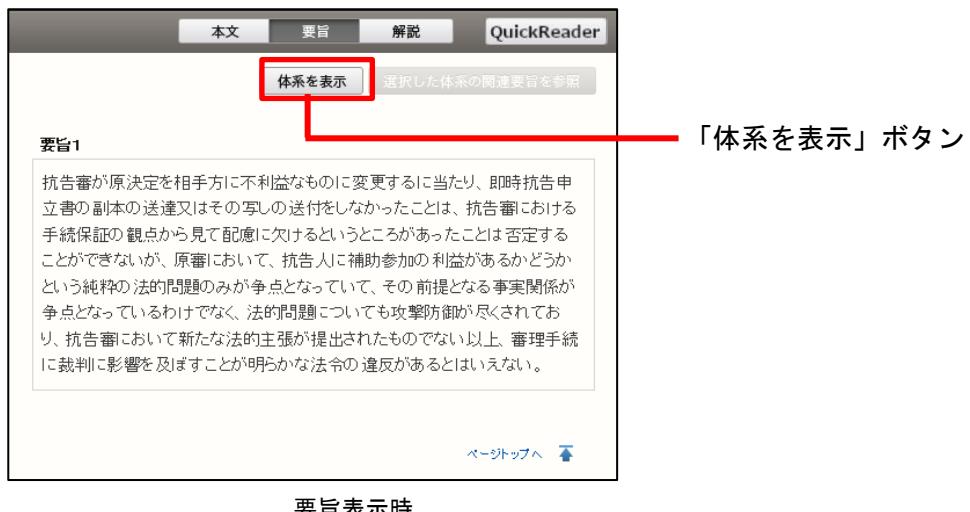
「行い、また、預金管理や不動

賃貸借契約の更新・切替えなどのCの財産管理全般は、もっぱら控訴人Aが行っていた

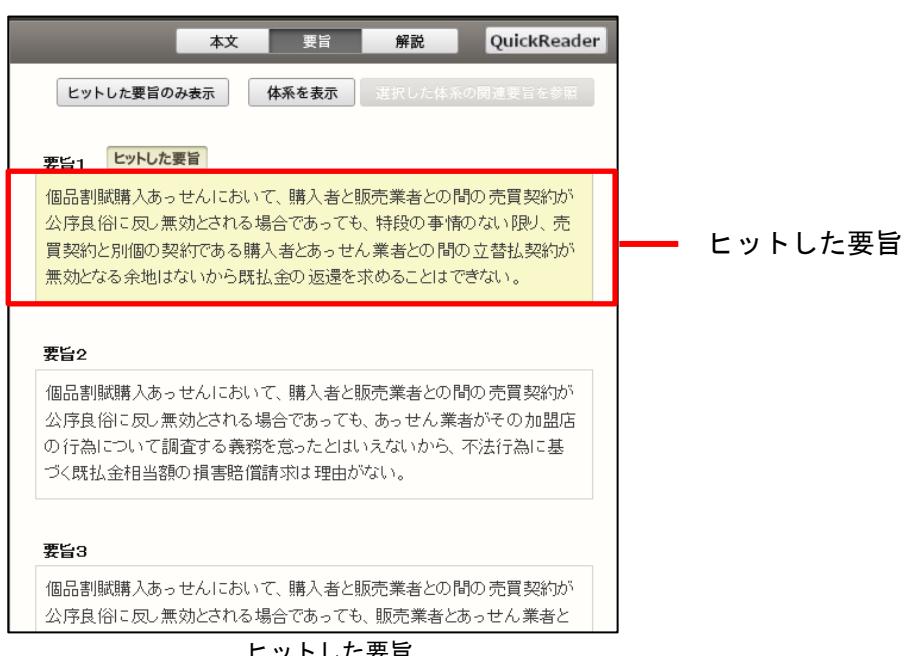
第一法規	第一法規
参照元【控訴審】	1 / 2 <input checked="" type="checkbox"/> 参照先【第一審】
平成26年4月24日／名古屋高等裁判所／民事第3部／判決／平成25年(民)752号	平成26年8月9日／名古屋地方裁判所／民事第6部／判決／平成22年(ワ)819号
年3月8日、Cが中等度の老年痴呆(認知症のこと)であると診断する旨の主治医意見書(乙29)を作成し、また、平成16年2月24日には、(主)の内容の主治医意見書(乙40)を作成し、Cの認知症について、時に場所及び人物に関する見当錯障や記憶障害が認められ、認知能等度中等度の重症度であると診断した(乙49、63)。」	で、金銭の管理は全助介が、排尿、排便についても一部介助が必要であるなどとされた(乙2)。
(7) 原判決26頁8行目の「被告Aは、Jの辺に『a11年b月c日生まれで(乙68)、Jを加える。」	(18) 被告Y3、被告Y4及びCは、平成19年2月、Bが妻介護4の認定を受けたことを踏まえて家族会議Ⅱを開き、Bの介護について相談をし、Bを特養に入所させることも検討したが、被告Y4が、特養に入れればBの混乱は更に悪化する、Bは家族の見守りの下で自宅で過ごすことを十分に保有している、特養は入居希望者が非常に多いので入居まで少なくとも二、三年かかるなどの意見を述べたことであって、Bを引き続き在宅で介護することに決り、ホームヘルパーの依頼を検討することなども特になかった(乙54-56、弁論の全趣旨)。
(8) 原判決27頁19行目及び20行目を、次のとおり改める。	(19) は、不動産仲介業を営んでいた頃は、日常の帳簿付け、税務署への対応、預金通帳の管理等は自らが行っていたが、日常の会計、銀行に伴う金銭に興味を示さないなり、本件事故当時は、財布やお金等に付いてあらず、生活に必要な日常の買い物は妻のY3が行っていた(乙66、被告Y3本人5頁)。
(18) 控訴人A、控訴人B、1審被告E及びXは、平成19年2月、Cが妻介護4の認定を受けたことを踏まえ、C宅で会話をさせた際などに融和、Cの介護の在り方について相談し(以下、この時期における、このような話し合いを全体として「家族会議Ⅱ」といいう。)」	(20) 本件事故当時、Cは、朝7時頃にB宅に行き、寝ているBを起こして着替え及び食事等をさせた後、Eへ通所させ、Bの通所から自宅に戻った後は、お茶とおやつを出し、20分ぐらいため、Bが排尿した尿袋を箱に付けていたため、Bと被告Y1が本件事務所で二人きりになっていたが、C本件事務所に戻った後は午頃頃までの間、被告Y1がまだそんでいた。Bは本件事務所の外へ出て行った(乙56、66、弁論の全趣旨)。
(9) 原判決27頁26行目の「乙54～56頁(乙54～56頁、99、100、控訴人B本人1～2頁及び乙2頁)を改める。」	とを知ったC及び被告Y1は、Bがよく散歩していた場所を探索するも見つからなかった(乙56、66、証人C12頁)。なお、C及び被告Y1は、
(10) 原判決28頁5行目から6行目の「行っていた(乙66、被告B本人5頁)。」を、次のとおり改める。	
(11) 「預金管理や不動産の貸貸借契約の更新・切替えなどのCの財産管理全般は、もっぱら控訴人Aが行っていた(乙66、控訴人B本人5、23頁)。」	
(11) 原判決28頁11行目末尾に、次のとおり加える。	
(12) 「Cは、居眠りした後は、Tの声かけによって毎日1回くらいは歎息し、その後、夕食及び入浴をして就寝するという毎日を送っており、Tは、Cが嘔吐を確認してから帰るときに(註:見立見立)。」	
(12) 原判決28頁26行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。	
「控訴人B本人、算出から、Cの遺体とともに、Cの死後当時に、身に着けていた衣類	
が28頁5行目から6行目の「行っていた(乙66、被告B本人5頁)。」を、	
かる。	
た、預金管理や不動産の貸貸借契約の更新・切替えなどのCの財産管理	
ばら控訴人Aが行っていた(乙66、控訴人B本人5、23頁)。」	

原審引用リンク機能利用時の表示イメージ

2. 「要旨」タブ……判例要旨を表示します。要旨表示時は、「体系を表示」ボタンを表示します。このボタンをクリックすると、判例の要旨とその要旨が帰属している体系目次を表示します。これにより、現在参照している判例要旨が、『判例体系』の体系目次の中でどのように位置付けられているのかを、判例要旨とともに確認することができます。[関連要旨の参照について ⇒ 「[6.2.1 関連要旨の参照](#)」参照]



体系検索の結果として詳細画面を表示し、要旨表示した場合は、「どの要旨がヒットしたか」がわかるよう、ヒットした要旨にマークが付き、要旨全体がハイライトします。また、「ヒットした要旨のみ表示」ボタンをクリックすると、ヒットした要旨だけが表示されます。



3. 「解説」タブ……判例解説を表示します。「解説掲載誌」の「PDF」アイコンをクリックすると、別ウィンドウで解説の PDF ファイルを表示します。



◆「最高裁判所判例解説」と「法曹時報」の本文閲覧について

「最高裁判所判例解説」と「法曹時報」の解説本文を閲覧するには、別途オプション契約が必要となります。(※「判例タイムズ」は別途の契約は不要です。)

◆PDF表示時のセキュリティについて

「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」の PDF については、コンテンツ提供元の要請により、7 日間経過すると表示できなくなる制限がかけられています。

また、Web ブラウザ上で開くには IE, Firefox である必要があります。Web ブラウザが Chrome の場合、ブラウザ内で PDF ファイルを開いて閲覧することができません。PDF アイコンをクリックして開いた画面上の「保存」アイコンをクリックし、ご利用の PC 上に保存した上で、保存した PDF ファイルを Adobe Reader で開いて閲覧してください。

◆Firefoxでの PDF 表示について

Web ブラウザが Firefox の場合、PDF の表示が崩れたり、開かないことがあります。PDF 表示プラグインを利用すると解決することができますので、設定の変更についてブラウザのヘルプを確認してください。

E : 関連情報

この判例の関連情報を表示するエリアです。ふせん、判例評釈、参照法令、この判例を引用する判例、この判例内で引用されている判例、連想判例等を表示します。ふせんは、ユーザーが判例の検索一覧や判例の詳細画面に目印を付ける機能です。ふせんにユーザー自身でメモを記入することも可能です。付けたふせんは、「マイページ」の「ふせん・メモ」画面で確認することができます。

関連体系、連想体系は、争点・論点の類似する判例を探しやすくする機能です。

判例評釈は、判例の評釈を掲載した書誌の一覧です。『法律判例文献情報』をご契約の場合には、各評釈のリンク文字列をクリックすると、別ウィンドウに詳細な文献情報を表示します。

参照法令は、判例で参照している法令および条項名です。法令のリンク文字列をク

クリックすると、別ウィンドウに法令を表示します。条項名のリンク文字列をクリックすると、別ウィンドウに法令の条項部分を表示します。

連想判例は、判決から連想される判例の一覧です。

連想判例、この判例を引用する判例、この判例内で引用されている判例については、リンク文字列をクリックすると、別ウィンドウに対象となる判例の詳細画面を表示します。

◆ 「関連体系」、「連想体系」について

要旨のある判例については、要旨が関連付けられた体系を「関連体系」として表示し、要旨のない判例については、判例本文から連想される体系を「連想体系」として表示します。それぞれリンクをクリックすると、その体系に関連する判例を別ウィンドウで一覧表示します。



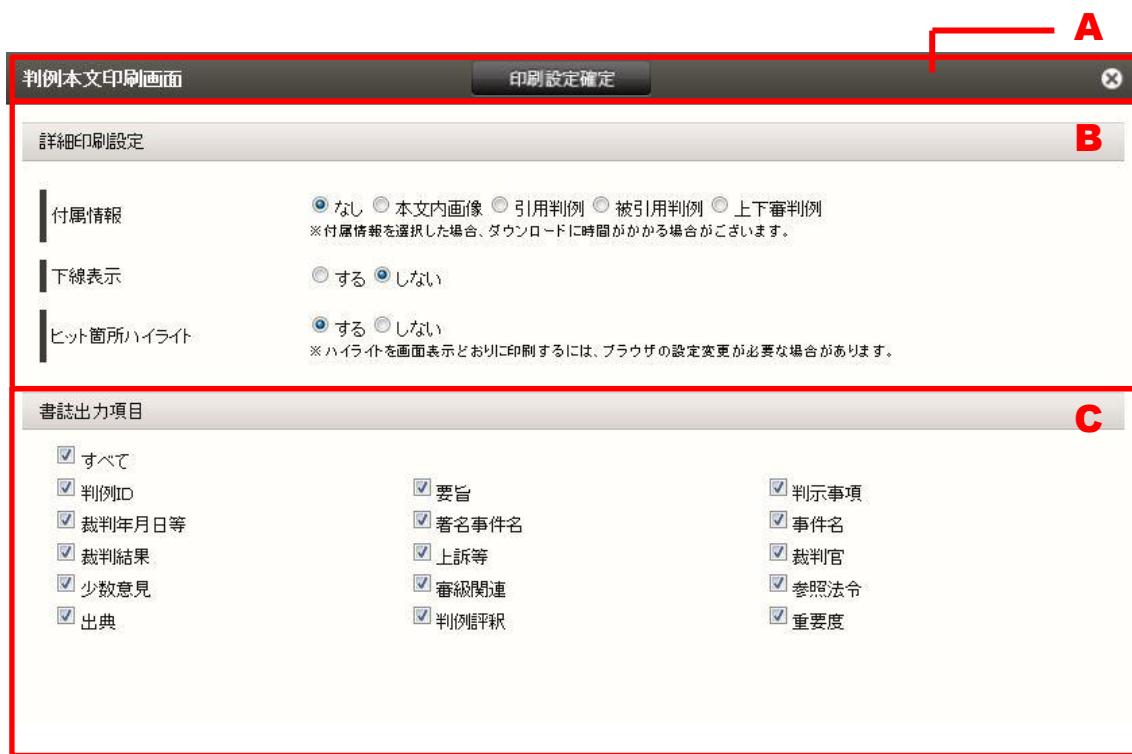
関連体系表示イメージ

◆ 「ふせん・メモ」、「お気に入り判例」、「マイページ」について

「ふせん・メモ」、「お気に入り判例」、「マイページ」は、ID・パスワードを入れてログインした場合に設定、参照が可能です。団体利用（IP アドレスによる認証等）の場合は、管理者の設定した内容の参照が可能となります。

6.1.1 判例の印刷

ツールバーの「印刷」アイコンをクリックすると、判例の書誌と本文を印刷することができます。印刷設定画面では、印刷する情報や対象を細かく指定することができます。



印刷設定画面（判例詳細）

A : 印刷ツールバー

印刷用画面（プレビュー画面）を表示するための「印刷設定確定」ボタンや、「判例本文印刷画面」を閉じるための「×」アイコンなどが並んだツールバーです。

B : 詳細印刷設定エリア

印刷の詳細設定を選択します。選択可能な項目は、「付属情報」「下線表示」、「ヒット箇所ハイライト」に分かれています。

●付属情報……印刷する付属情報を「なし」、「本文イメージ」、「引用判例」、「被引用判例」、「上下審判例」から選択します。「なし」以外を選択する場合、次の印刷用画面（プレビュー画面）を表示するまでに時間がかかることがあります。

●下線表示……判決本文中に表示される下線を出力時にも付与するか選択します。

●ヒット箇所ハイライト……ヒット箇所に色を付けるかどうかを選択します。

◆ヒット箇所ハイライトについて

ハイライトを画面表示どおりに印刷するには、ブラウザの設定変更が必要な場合があります。各ブラウザのヘルプを確認してください。

C：書誌出力項目エリア

印刷の対象となる項目を選択します。「すべて」を選択すると全項目が対象となります。

詳細印刷設定と書誌出力項目を指定して「印刷設定確定」ボタンをクリックすると、新しいウィンドウが開いて、指定した判例を表示します。これが印刷用画面です。



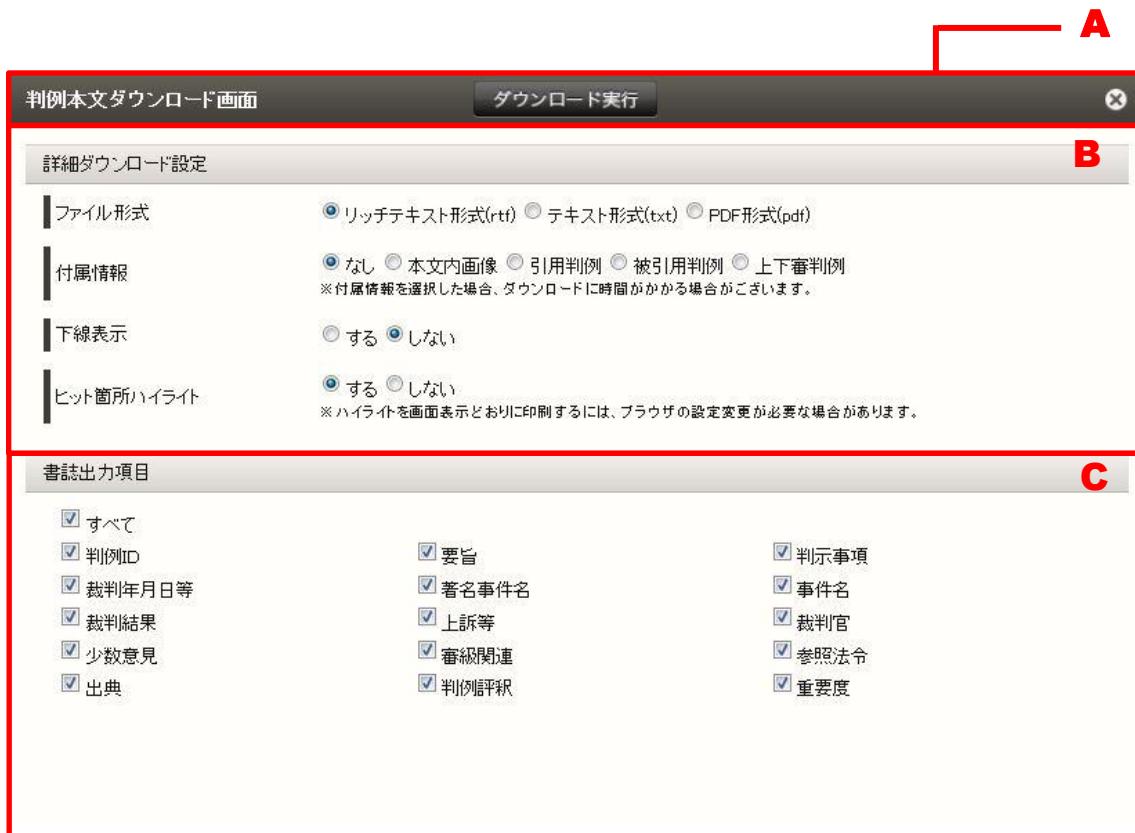
印刷用画面（プレビュー画面）

印刷ツールバーの「印刷実行」ボタンをクリックすると、Windowsの印刷ダイアログボックスが開きます。必要に応じて、プリンタを選択したり、印刷設定を行ってください。すべての準備が整ったら「印刷」ボタンをクリックして印刷します。

※要旨のみを印刷したい方は判例一覧の印刷画面（[5.1.1 判例一覧の印刷](#)）をご利用ください。

6.1.2 判例のダウンロード

ツールバーの「ダウンロード」アイコンをクリックすると、判例の本文データをダウンロードすることができます。判例本文ダウンロード画面では、ダウンロードする情報やファイル形式等を細かく指定することができます。



ダウンロード設定画面（判例詳細）

A : ダウンロードツールバー

ダウンロードを実行するための「ダウンロード実行」ボタンや、「判例本文ダウンロード画面」を閉じるための「×」アイコン等が並んだツールバーです。

B : 詳細ダウンロード設定エリア

ファイル形式や付属情報、ヒット箇所ハイライトを設定します。

●ファイル形式……ファイル形式は、「リッチテキスト形式 (.rtf)」、「テキスト形式 (.txt)」、「PDF 形式 (.pdf)」から選択可能です。初期設定では、「リッチテキスト形式 (.rtf)」になっています。

●付属情報……ダウンロードする付属情報を「なし」、「本文イメージ」、「引用判例」、「被引用判例」、「上下審判例」から選択します。「なし」以外を選択すると、次の印刷用画面を表示するまでに時間がかかる場合があります。

●下線表示……判決本文中に表示される下線を出力時にも付与するか選択します。

●ヒット箇所ハイライト……ヒット箇所に色を付けるかどうかを選択します。

[ハイライトについて ⇒ 「[6.1.1 判例の印刷](#)」の「[B : 詳細ダウンロード設定エリア](#)」にある「[●ヒット箇所ハイライト](#)」参照]

◆ダウンロードのファイル形式

ファイル形式の初期設定は、マイページの「利用設定」画面で変更することができます。「判例体系」の「ダウンロード共通設定」にある「ファイル形式（初期状態）」で項目を選択してください。

C : 書誌出力項目エリア

判例書誌のうち、どの項目を出力するかを選択します。初期設定では、全項目が選択状態になっています。

◆ダウンロード項目の選択

初期設定で出力する項目は、マイページの「利用設定」画面で変更することができます。「判例体系」の「本文ダウンロード設定」にある「判例書誌情報出力項目」で項目を選択してください。

詳細ダウンロード設定と書誌出力項目を指定して「ダウンロード実行」ボタンをクリックすると、設定したファイルのダウンロードが始まります。

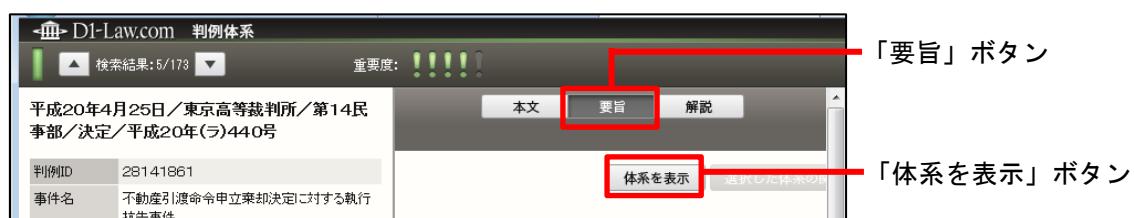
※要旨のみをダウンロードしたい方は検索結果一覧のダウンロード画面（[5.1.2 判例一覧のダウンロード](#)）をご利用ください。

6.2 詳細画面から呼び出される画面

判例の詳細画面では、関連する判例（要旨）を芋づる式に確認したり、参照法令や判例評釈等の関連情報を参照したりすることができます。

6.2.1 関連要旨の参照

判例の詳細画面で「要旨」ボタンをクリックして、「体系を表示」ボタンをクリックすると、判例の要旨とその要旨が帰属している体系目次を表示します。これにより、現在参照している判例要旨が、『判例体系』の体系目次の中でどのように位置付けられているのかを、判例要旨とともに確認することが可能です。



体系項目のリンク文字列をクリックするかチェックマークを付けて、「選択した体系の関連要旨を参照」ボタンをクリックすると、新しいウィンドウが開いて、関連要旨一覧の画面を表示します。これは、選択した体系項目に帰属する判例要旨の一覧です。

「選択した体系の関連要旨を参照」ボタン

平成20年4月25日／東京高等裁判所／第14民事部／決定／平成20年(ラ)440号

判例ID: 28141861
事件名: 不動産引渡命令申立棄却決定に対する執行抗告事件
裁判結果: 一部取消、差戻、一部抗告棄却
上訴等: 一部確定
出典: 判例時報2032号50頁
判例タイムズ1279号333頁...等

もっと見る

要旨・概要 | 審級関連

要旨

1. 抵当権設定後に建物を賃借した者から使用貸借の設定を受けた転借人は、競売前の前所有者からは常に明渡請求を覚悟しておかなければならぬ立場にあることから、民法395条1項の引渡し猶予の保護対象とはならない。
2. 抵当建物の所有者たる建物貸貸人の承諾なき転貸借(使用貸借)契約成立後、抵当権実行に基づく競売手続が開始した場合において、賃借人が建物買受人に対し、民法395条に基づき明渡し猶予を主張できるとしても、無断転借人は同様の保護を享受しないから、無断転貸借が建物所有者にとって背信的行為と認めるに足りない特段の事情がない限り、買受人は転借人を相手方とし、民事執行法83条所定の引渡命令を求めることができる。
3. 民法396条1項による引渡し猶予を受ける賃借人から使用貸借を受けて不動産を占有していたとしても、前所有者(賃貸人)との関係では保護されない転借人

要旨1
抵当権設定後に建物を賃借した者から使用貸借の設定を受けた転借人は、競売前の前所有者からは常に明渡請求を覚悟しておかなければならぬ立場にあることから、民法395条1項の引渡し猶予の保護対象とはならない。

要旨2
抵当建物の所有者たる建物貸貸人の承諾なき転貸借(使用貸借)契約成立後、抵当権実行に基づく競売手続が開始した場合において、賃借人が建物買受人に対し、民法395条に基づき明渡し猶予を主張できるとしても、無断転借人は同様の保護を享受しないから、無断転貸借が建物所有者にとって背信的行為と認めるに足りない特段の事情がない限り、買受人は転借人を相手方とし、民事執行法83条所定の引渡命令を求めることができる。

物権法
民法
第395条(抵当建物使用者の引渡しの猶予)
2 平成15年改正後の規定に関する判例
(1) 民法395条が適用される対象
● イ 転借人
▼ 開じる
■ ア 貸借人

債権法I
民法
第612条(賃借権の譲渡及び転貸の制限)
7 承諾又は承諾に代わる裁判所の許可がなく解除可能な場合の法律關係
(3) 賃貸人と譲受人・転借人の関係
● ウ 譲受人・転借人の権原(地位)
▶ 同一階層の項目
(4) 譲受人・転借人と第三者との関係
● イ その他
▶ 同一階層の項目

体系目次項目

判例の要旨とその要旨が帰属している体系目次には、「同一階層の項目」というリンク文字列があります。これをクリックすると、同じ階層に属している別の項目を表示します。

(3) 賃貸人と譲受人・転借人の関係
● ウ 譲受人・転借人の権原(地位)
▶ 同一階層の項目

(3) 賃貸人と譲受人・転借人の関係
● ウ 譲受人・転借人の権原(地位)
▼ 開じる
■ ア 妨害排除請求権
■ イ 損害賠償請求権
■ エ 貸借権・転貸権の取得時効

関連要旨一覧の画面では、検索結果一覧と同様に、関連情報を絞り込んだり、ツールバーにより該当する判例の印刷やダウンロードなどを行うことが可能です。〔関連要旨一覧の機能の詳細について ⇒ 「[5 検索結果一覧](#)」参照〕

判例体系 関連要旨一覧

関連条件 【体系目次】 物権法 / 民法 / 第395条(抵当建物使用者の引渡しの猶予) / 2 平成15年改正後の規定に関する判例 / (1) 民法395条が適用される対象 / ア 貸借人 物権法 / 民法 / 第395条(抵当建物使用者の引渡しの猶予) / 2 平成15年改正後の規定に関する判例 / (1) 民法395条が適用される対象 / イ 転借人

裁判所 最高裁・大審院にじまる

情報の有無 本文あり(5) 解説あり(4) 最判解説(0) 判例タイムズ(4)

条件を保存

該当判例: 5 件

0 件選択中 裁判年月日が新しい

1 20213001 平成25年4月16日 / 東京高等裁判所 / 第10民事部 / 決定 / 平成25年(ラ)516号
不動産引渡命令申立て決定に対する執行抗告事件
抗告棄却 / 確定
判例タイムズ1392号340頁.他
1. 抵当権の目的となっていた建物の引渡命令に対しては、民法395条1項は「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」が引渡しを猶予される規定であり、満納処分による差押え後であっても、競売手続の開始前からの占有者であれば引渡し猶予の対象となる。

2 20161109 平成21年12月16日 / 東京高等裁判所 / 第17民事部 / 決定 / 平成21年(ラ)2126号
不動産引渡命令に対する執行抗告事件
抗告棄却 / 確定
判例タイムズ1324号274頁.他
1. 平成15年改正前の民法395条により保護されていた抵当建物の短期賃貸借であっても、競売開始決定による差押登記後に契約期間が満了し、最終の更新があった場合に、当該賃借人は、抵当権者(買受人)に対し、その占有を対抗することができず、現行の民法395条によって規定された明度猶予の制度の適用を受けることもできない。

3 20160928 平成21年9月3日 / 東京高等裁判所 / 第14民事部 / 決定 / 平成21年(ラ)1368号
不動産引渡命令に対する執行抗告事件

関連要旨一覧画面

6.2.2 審級関連からの参照

審級関係にある判例を参照することができます。「審級関係」欄の上下審判例のリンク文字列をクリックすると、別ウィンドウで該当する上下審判例を表示します。

「審級関連」タブ

審級関連の一覧

重要度:

平成17年3月10日 / 最高裁判所第一小法廷 / 判決 / 平成13年(オ)656号...等

判例ID: 28100551
事件名: 建物明度請求事件
裁判結果: 一部棄却・一部棄却自判
上訴等: 確定
出典: 最高裁判所民事判例集59巻2号356頁
裁判所判報1383号1頁...等

もっと見る

要旨・概要 審級関連

上告審 平成17年3月10日 / 最高裁判所第一小法廷 / 判決 / 平成13年(オ)656号...等 判例 ID: 28100551

控訴審 平成13年1月30日 / 東京高等裁判所 / 第19民事

本文 勘定 解説

本文目次

2 上告代理人相澤建志、同藤井秀夫の上告受理申立て理由について
1 所有者以外の第三者が抵当不動産を不法占有することにより、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ、抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができる(最高裁平成8年(オ)第1697号同11年11月24日大法廷判決・民集53巻8号189頁)。そして、抵当権設定登記後に抵当不動産の所有者から占有権の設定を受けこれを占有する者について、その占有権の設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となることは、明度猶予の制度の適用を受けることとなる。

この判例の関連情報
ふせんが付きました
▼ 判例評議
三上徹・NBL807号4~6頁2005年4月15日
浅井弘章・銀行法務21・49巻6号65頁2005年5月
古賀政治・澤重信・高橋俊樹・松岡久和・旬刊金融法務事情1742号9~14頁2005年6月25日
丸山絵美子・法学セミナー50巻7号120頁2005年7月
塙崎勤・月刊民事法情報228号66~70頁2005年9月
片山直也・金融判例研究15(旬刊金融法務事情1748)45~48頁2005年9月5日

審級関連の一覧中、黄色の帶で示されているのが、現在表示している判例の審級です。

6.2.3 判例評釈からの参照

「この判例の関連情報」中の「判例評釈」から、判例評釈の本文や、より詳細な内容を参照することができます。

平成20年12月15日/東京地方裁判所/民事
第18部/平成18年(ワ)24367号

判例ID 28153736
事件名 善管監督請求事件
裁判結果 一部認容、一部棄却
上訴等 上訴
出典 判例タイムズ1307号283頁

もっと見る

要旨・概要

判例事項等

【判例タイムズ元事項】
株式会社の代表取締役が、同会社の賃貸不動産の賃貸借契約が解消された後でも明渡義務を履行しなかった場合には、善管注意義務違反なし・忠実義務違反が認められる。

1 株式会社の代表取締役が、同会社の賃貸不動産の賃貸借契約が解消された後でも明渡義務を履行しなかった場合には、善管注意義務違反なし・忠実義務違反が認められる。

2 賃貸借契約の消滅により、代表取締役は善管注意義務なし・忠実義務として、会社が賃借していた不動産をいつでも返却する義務がある。

要旨

1 善管注意義務違反は善管注意義務なし・忠実義務として、会社が賃借していた不動産をいつでも返却する義務がある。

2 善管注意義務違反は善管注意義務なし・忠実義務として、会社が賃借していた不動産をいつでも返却する義務がある。

主文
1 被告株式会社Yは、原告に対し、45万4496円及び利息43万1163円に対する平成18年11月15日から支払済みまで年6分の割合

第一法規

この判例の関連情報

ふせんを付ける

▶ 関連体系

▼ 判例評釈

出口正義・ジュリスト 1426号 185~188頁
2011年7月15日 【評議本文】

吉井敦子・前田裕弘・川崎博史・北村雅史
監修・竹内勝利著 2048号 56~61頁
14年1月15日

▼ 参照法令

民法
601条
644条
商法
266条の3
会社法
355条
429条
▼ この判例で引用されている判例

敷金返還請求事件/昭和48年2月2日・最高裁判所第二小法廷/判決/昭和46年(才)367号

▼ 選択判例

判例評釈

関連商品『法律判例文献情報』をご契約のお客様は、各判例評釈がリンク文字列になっています。クリックすると、別ウィンドウが開いて判例評釈についての詳細な文献情報を表示します。

経営悪化時の会社の取締役の善管注意義務違反と対第三者責任(平成20.12.15東京地判) <商事判例研究--平成20年度35>

著者名 出口正義
文献番号 2011013754
掲載誌等 ジュリスト 1426, p185~188
発行年月日 2011.7.15
発行所 有斐閣 詳細
ISSN 0448-0791
分類 商法/会社法
取締役/善管注意義務
取締役/忠実義務
取締役/監視義務
取締役の第三者に対する責任/善管注意義務違反
取締役の第三者に対する責任/忠実義務違反
取締役の第三者に対する責任/監視義務違反
形式区分 判例研究

本文情報
同じ著者の文献
関連判例

『法律判例文献情報』へのリンク

6.2.4 判例評釈から評釈本文（解説本文）への連携

判例評釈は、「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」、「CiNii」、「Vpass」、「自治研究データベース」と連携し、評釈（解説）の本文を表示することができます。判例評釈の【評釈本文】という赤いリンク文字列をクリックすると、新しいウィンドウが開いて、評釈の本文を表示します。

◆ 「最高裁判所判例解説」と「法曹時報」

「最高裁判所判例解説」と「法曹時報」は、一般財団法人「法曹会」の発刊する判例解説雑誌です。判例解説本文の閲覧には、別途オプション契約が必要です。

◆ 「CiNii」と「Vpass」

「CiNii（サイニイ）」は、国立情報学研究所の学術情報データベースサービスです。論本文のデータや当該雑誌の所蔵館情報などを参照することができます。

「Vpass」は、有斐閣が提供する有斐閣重要判例検索サービスです。「Vpass」の利用には、別途契約が必要です。

◆ 「自治研究データベース」

「自治研究データベース」は、大正14年創刊の公法・行政学・地方自治体財政に関する論文を集めた第一法規発刊の総合月刊誌『自治研究』のデータベースです。

「自治研究データベース」の利用には、別途契約が必要です。

※詳しくはこちらをご確認下さい。

<http://www.daiichihioki.co.jp/store/products/detail/101944.html>

平成20年12月15日/東京地方裁判所/民事第18部/判決/平成18年(ワ)24367号

判例ID: 28153736
 事件名: 告訴妨害等請求事件
 裁判結果: 一部認容、一部棄却
 上訴等: 控訴
 出典: 判例タイムズ1307号283頁

【判示事項等】
 林式会社の代表取締役が、同会社の借地不動産の賃貸借契約を解除後、同会社に同一不動産を占有させていた行為につき、審管注意義務違反なし、忠実義務違反を認めた事例

【要旨】
 1 林式会社の代表取締役が、同会社の借地不動産の賃貸借契約を解除された後も明渡義務を行なわなかった場合に、審管注意義務違反なし、忠実義務違反が認められる。
 2 審管借契約の解約により、代表取締役は審管注意義務なし、忠実義務として、会社が賃借していた不動産

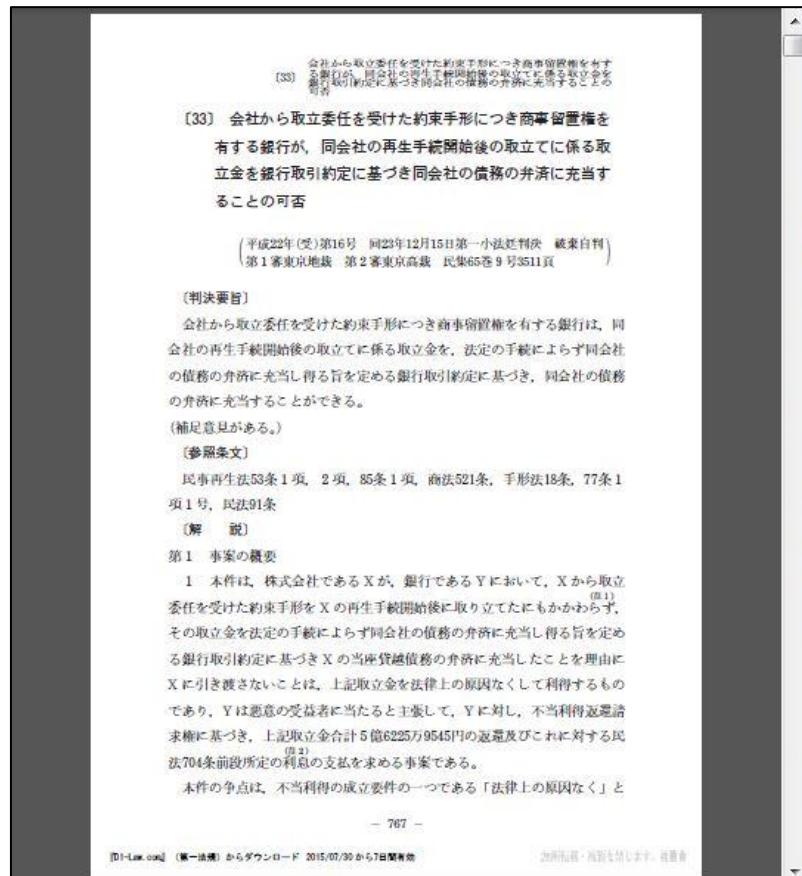
主文
 1 被告林式会社Yは、原告に対し、45万4496円及び利息43万1163円に対する平成18年11月15日から支払済みまで年6分の割合

この判例の関連情報
 ふせんを付ける
 ▼ 関連条文
 1. 民法/第501条(賃貸借)/4
 賃借者の合意の効力(5)その他
 2. 民法/第644条(受任者の注意義務)/1 審管注意義務/(2) 合意の内容/その他
 3. 商法/会社法/第355条(忠実義務)/2
 忠実義務/(1) 違反があるとした例
 4. 商法/会社法/第429条(役員等の第三者に対する損害賠償責任)/1 取締役の第三者に対する責任/(3) 会社法429条1項の責任の要件/イ 「悪意又は重大な過失」/(イ) 第三者に損害に損害を与えた行為/「J 債務不履行」(A) 肯定例
 5. 商法/会社法/第429条(役員等の第三者に対する損害賠償責任)/1 取締役の第三者に対する責任/(3) 会社法429条1項の責任の要件/イ 「悪意又は重大な過失」/(イ) 違法・監視義務の懈怠(業務一任を含む)/D 取締役の代表取締役に対する監視義務違反/(A) 肯定例

▼ 判例評釈
 出口正義・ジャリスト1426号185~188頁
 2011年7月15日【評釈本文】

判例評釈の「【評釈本文】」という赤いリンク文字列をクリックすると、新しいウインドウが開いて、評釈の本文を表示します。

「CiNii」、「Vpass」、「自治研究データベース」への遷移後の利用については、各サイトの掲げる利用方法・利用規約等を確認してください。



「最高裁判所判例解説」「法曹時報」の表示例

事実 X（原告）は、不動産の売買・賃貸借等を目的とする株式会社で、本件地下1階建物・本件1階建物（以下本件不動産という）等を所有している。Y₁（被告）は、服飾デザイン等の企画・調査等を目的とする株式会社である。Y₂（被告）は平成17年6月6日にY₁の取締役・代表取締役に就任。Y₃（被告）は平成16年9月24日に再度取締役・代表取締役に就任、平成17年6月6日に退任。Y₄（被告）は平成16年9月24日に再度取締役・代表取締役に就任、平成17年6月6日に代表取締役を、平成18年5月11日に取締役をそれぞれ辞任。Y₅（被告）は平成16年9月24日に再度取締役に就任、平成18年5月11日に辞任。Y₂はAとY₃の子、Y₄はY₂の妻、Y₅はY₂とY₄の子である。昭和47年10月24日、XはBとの間で、つぎの条件で本件地下1階建物の東側部分と本件1階建物の賃貸借契約（以下、本件原賃貸借契約という）を締結。期間：昭和47年12月11日～昭和52年12月10日、月額賃料：46万9000円、賃貸借契約終了に基づく明渡義務を遅滞した場合は、賃貸借契約終了から明渡済みまでの間、月額賃料の倍額の賃料相当損害金のほか共益

善管注意義務として、Y₁に賃料等を支払わせる義務、本件賃貸借契約解除後の原状回復・明渡義務等を負っていたのに、これらの義務を怠りXに損害を与えた、②Y₄及びY₅は、取締役として代表取締役Y₂に対する監視義務に違反してXに損害を与えた。これに対し、Y₂らは、Y₁の経営が困難な状況となった平成16年5月13日以降、EとXとの間でY₁とEとで事業提携を行い、本件不動産を転貸借する計画、あるいはY₁がEから移転費用等の提供を受けて本件不動産から退去し、EがXから直接本件不動産を賃借する計画につき交渉を進めたが、交渉過程でXから何度も新たな条件が出さ

商事判例研究 平成20年度35
経営悪化時の会社の取締役の善管注意義務違反と対第三者責任
 専修大学教授
出口正義
 東京大学商法研究会

「Vpass」の表示例

CiNii 日本の論文をさがす 大学図書館の本をさがす 新規登録 ログイン English

論文データ更新の中断、一部機能停止(3/29~3/31)のお知らせ

論文検索 著者検索 全文検索 (beta) 大学図書館の本をさがす »

詳細検索 ○すべて ○CiNiiに本文あり ○CiNiiに本文あり、または連携サービスへのリンクあり

企業価値と株主の評価—類型化による問題点の整理
Corporate firm value and its evaluation by shareholders

原弘明

この論文を読む/探す

FullText Free 標題リポスト

NDL-OPAC NDL-OPAC - 国立国会図書館で本をさがす

CiNii Books CiNii Books - 大学図書館で本をさがす

抄録

はじめに 一 企業価値と株主の評価、株主価値に関する判例・企業価値研究会の立場、(一) ブルドック最決の捉え方、(二) 企業価値研究会の「企業価値」概念、(三) 企業価値の分配問題 二 本稿の視点 一企業価値・株主価値・ステークホルダーの価値による類型化、(一) 企業価値・株主価値・ステークホルダーの価値による類型化、(二) 利益の収奪(特權)と「信頼の裏切り」理論の成立可能性、(三) LBOの位置づけ 三 問題点の若干の整理、(一) 商事法と労働法の境界線、(二) 商事法の領域、(三) 労働法の領域 おわりに

収録刊行物

法政研究
法政研究 76(1・2), 61-79, 2009-10
九州大学法政学会 Nihon Gakkaikan (Institute for Law and Politics) Kyushu University

各種コード

NII論文ID(NAID) : 120001644215
NII書誌ID(NCID) : AN00225744
本文言語コード : JPN
資料種別 : Departmental Bulletin Paper
雑誌別 : 大学紀要
ISSN : 03872882
NDL記録登録ID : 10459485
NDL雑誌分類 : ZA1(政治・法律・行政・法律・法律学) // ZA2(政治・法律・行政・政治学)
NDL請求記号 :

「CiNii」の表示例

自治研究 データベース

▶ マニュアル

行判 国立市建築物高さ制限条例無効確認等請求事件（平成14.2.14東京地判）／桑原勇進／平成16年01月（第80巻第1号）／131頁

引用法令

- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・国際賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）
- ・裁判所法（昭和22年4月16日法律第59号）
- ・都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

行政判例研究

483

引用判例

- ・平成14年02月14日／国立市建築物高さ制限条例無効確認等請求事件第一審判決／東京地方裁判所／判例時報1808号31頁
- ・平成01年07月04日／河川区域でないことの確認請求事件／最高裁判所第三小法廷／判例タイムズ717号84頁
- ・昭和53年05月26日／トルコ品呂事件

七八 国立市建築物高さ制限条例無効確認等請求事件
平成十四年二月十四日東京地裁判決（平成二年「行」第四号、平成三年「行」第一号）

【事実】 一 事件の概要

原告（X）は、国立市大学通り沿いの土地（以下「本件」といいます）に高層マンション（Y）を建設を阻止し、周囲の景観を守る目的で、本件土地を含む立地計画（以下「地区計画」といいます）を決定し、これを実施する建築物の制限に関する条例（以下「本件条例」といいます）を、本件地区計画及び本件条例による本件建物の価値下落による損害の賠償を求めた。本件の経緯は以下のとおりである。

二 本件土地をめぐる利用規制等の経緯

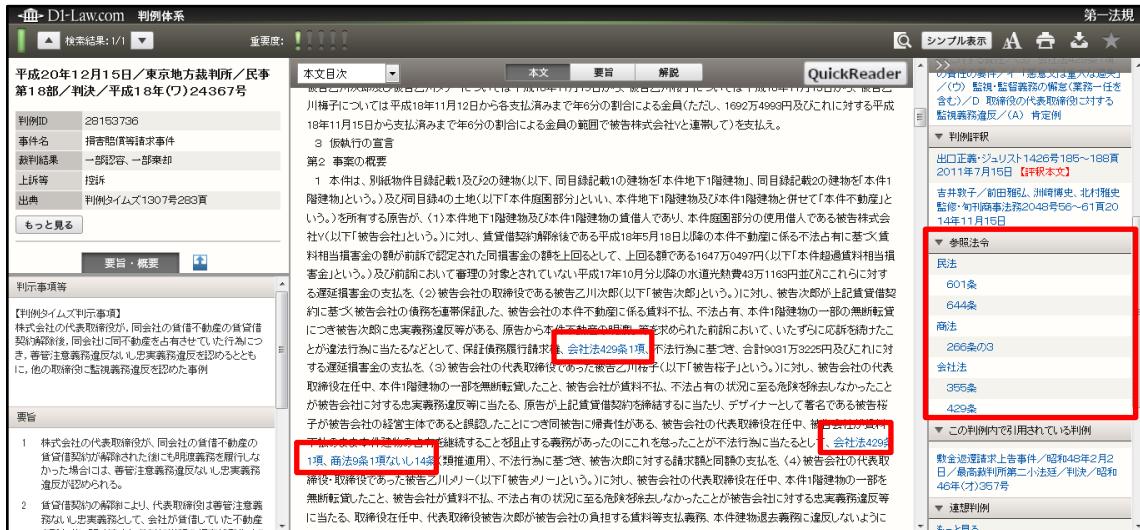
「自治研究データベース」の表示例

6.2.5 参照法令リンクからの条文参照

判例の詳細画面では、本文中の法条名がリンク文字列になっています。また、画面右の「参照法令」欄にも法令名と条名を表示します。このリンク文字列をクリックして、新しいウィンドウに該当する条文を表示することができます。

◆参照法令へのリンク設定

関連商品『現行法規（履歴検索）』をご契約の場合、参照法令へのリンクについて、現行法令へのリンクと過去の法令へのリンクを切り替えることができます。設定を変更するには、マイページの「利用設定」画面で「判例体系」の「参照法令リンク設定」にある「時点設定」で項目を選択してください。「現行法令へのリンク」を選択すると現行の条文を表示し、「過去の法令を指定」を選択すると施行日を指定して条文を表示します。これにより、事件発生時点の条文を参照することが可能です。



第一法規

の責任は被けたノイ「思ひ又は重んべた」
（ウ）監視・監督義務の懈怠（業務一任を含む）/D 取締役の代表取締役に対する監視義務違反／（A）肯定例

出口正義・シリリスト1426号195~188頁
2011年7月15日 [登録本文]

吉井敦子／前田智弘・洲崎博史・北村耕史
監修・判例新法注釈2048号56~61頁20
14年11月15日

▼ 参照法令

民法

601条

644条

商法

266条の3

会社法

355条

429条

▼ この判例付で利用されている判例

敷金返還請求上告事件／昭和48年2月2日／最高裁判所第二小法廷／判決／昭和46年(オ)357号

▼ 選択判例

もっと見る

参照法令リンク

リンク文字列をクリックすると、新しいウィンドウが開き、該当する条文を表示します。

DI-Law.com 現行法規

第一法規

民法
制定:明治29年4月27日号外法律第89号
最終改正:平成23年6月24日号外法律第74号

平成25年3月12日 時点 基準日
平成25年1月1日 施行
平成23年5月25日号外法律第53号

改正沿革 行政沿革 (時点比較付)

目次 施行沿革

題名等 本則 第一編 総則 第一章 通則 1条(基本原則) 2条(解釈の基準) 第二章 人 1節 権利能力 3条 2節 行為能力 4条(成年) 5条(未成年者の法律行為) 6条(未成年者の営業の許可) 7条(後見開始の審判) 8条(成年被後見人及び成年) 9条(成年被後見人の法律行

第三百九十五条 抵当権者に對抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であつて次に掲げるもの(次項)において「抵当建物使用者」という。)は、その建物の競売における買受人の買受けの時から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない。
一 競売手続の開始前から使用又は収益をする者
二 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続の開始後にした賃貸借により使用又は収益をする者
2 前項の規定は、買受人の買受けの時より後に同項の建物の使用をしたことの対価について、買受人が抵当建物使用者に対し相当の期間を定めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その相当の期間内に履行がない場合には、適用しない。

第三節 抵当権の消滅
(抵当権の消滅時効)
第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時に消滅すれば、時効によって消滅しない。

第三百九十七条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによって消滅する。

第三百九十八条 地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者又は永小作人は、その権利を放棄しても、これをもって抵当権者に對抗することができない。

改正注記 条沿革 判例
改正注記 条沿革 判例
改正注記 条沿革 判例
改正注記 条沿革 判例

同じ分野の法令
この法令の参考情報
第395条
改正注記
本条の施行沿革
被引用
判例

『現行法規』へのリンク

6.2.6 関連情報からの参照

関連情報ボタンをクリックすると、現在参照している判例と紐付く当社の解説（『金額算定解説データベース』・『民事訴訟書式解説データベース』・『紛争類型別要件事実解説データベース』に掲載されている情報）が一覧表示されます。



The screenshot shows the D1-Law.com Judgment System interface. At the top, there is a search bar with the text '検索結果: 1/1' and a dropdown menu for '重要度: !!!!!'. Below the search bar, the document details are displayed: '平成4年4月16日/福岡地方裁判所/第1民事部/判決/平成1年(ワ)1872号'. On the left, there is a sidebar with '判例ID: 25000004', '著名事件名: 福岡セグチャル・ハラスメント事件', '事件名: 損害賠償請求事件', '裁判結果: 一部認容', '上訴等: 確定', '出典: 判例待望1426号49頁', '判例タームズ78号60頁', and a 'もっと見る' button. The main content area is titled '事実' (Facts) and lists the following points under '第一 当事者の求めた裁判' (First, Plaintiff's requested trial):

1. 請求の趣旨 (Object of the claim): 被告丙及び被告株式会社乙は、原告に対し、各自金三六七万円及びうち金三〇〇万円に対する昭和六三年五月二五日から、うち金六七万円に対する訴状送達の日の翌日である平成元年八月一三日から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用 (Litigation costs): 訴訟費用は被告らの負担とする。
3. 被告の宣言 (Declaration by defendant): 原告の請求を棄却する。
4. 被告費用 (Fees): 訴訟費用は原告の負担とする。
5. 被告免脱宣言 (Declaration of exemption from defendant): 3.の被告免脱宣言。

Second, '当事者の主張' (Plaintiff's claims) is listed:

1. 請求の原因 (Cause of action): 1.の被告免脱の趣旨。
2. 当事者 (Parties): 原告 (原告), 被告丙 (被告丙), 被告株式会社乙 (被告乙), など。

On the right side, there is a sidebar titled '第一法規' (First Law) which lists various legal annotations and their details. A red arrow points from the '関連情報' (Related Information) button at the bottom right of the sidebar to the '関連情報' (Related Information) button in the bottom right corner of the main content area.

判例詳細画面（関連情報ボタン）

関連情報

各解説の頭出しボタン

関連情報一覧
28010413
平成8年3月26日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成5年(オ)281号
▼金額算定 ▼民事訴訟書式 ▼要件事実

Check&Assist 金額算定解説データベース

No.	目次	概要
1	家事 Ⅲ 貞操侵害 1 夫権・妻権の侵害	性格の相違や転職をめぐって夫婦関係が悪化し、夫から夫婦関係調整の調停が申し立てられたが、妻の不出頭のため取り下げ。大腸癌手術の後に夫は自宅を出てマンションに転居し、その頃知り合った被告(被上告人)女性と肉体関係をもち、やがて同棲し、子をもうけた。

民事訴訟書式解説データベース

No.	書式タイトル・種別
1	貞操侵害 答弁書(事実上の離婚、婚姻関係破綻)

紛争類型別 要件事実解説データベース

No.	訴訟物
1	不法行為に基づく損害賠償請求権

関連情報一覧画面

一覧は『金額算定解説データベース』・『民事訴訟書式解説データベース』・『紛争類型別要件事実解説データベース』の順に表示されます。

一覧内の各解説へのリンクをクリックすると新しいウィンドウが開いて、各データベースのリンク先を表示します。(※各データベースの利用には別途契約が必要です。契約がない場合、ログイン前画面が表示されます。)

Check & Assist 金額算定解説データベース

詳細(算定解説)

閉じる 

1 / 1  D1-Law.com判例体系へ

平成8年3月26日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成5年(オ)第281号
最高裁判所民事判例集50巻4号993頁

算定ID: k0952

事実: 性格の相違や転職をめぐって夫婦関係が悪化し、夫から夫婦関係調整の調停が申し立てられたが、妻の不出頭のため取り下げ。大腸癌手術の後に夫は自宅を出てマンションに転居し、その後知り合った被告(被上告人)女性と肉体関係をもち、やがて同棲し、子をもうけた。

算定項目	金額・算定根拠等
慰謝料	0円 被告の女性が原告の夫と肉体関係をもった当時原告(妻)と夫との婚姻関係が既に破綻していた場合原則として原告には婚姻共同生活の平和の維持という権利または法的保護に値する利益はない。
婚姻期間	29年(判決時) 同居期間=20年余
原告の事情	妻。子2人。
被告の事情	スナックのアルバイト。夫が原告と別居する直前の昭和62年4月頃に客として知り合い、やがて肉体関係をもち同年10月から同棲し、平成元年2月に同人との間の子を出産。

会社概要 商品に関するお問い合わせ 利用規約 法曹向け商品のご案内 プライバシーポリシー 特定商取引に関する法律に基づく表示 Copyright © DAI-ICHI HOKI CO., LTD. All Rights Reserved.

『金額算定解説データベース』の表示例

書式・解説

シンプル表示 文字サイズ変更: 小 中 大  

(第1編 民事財産法事件／第5章 不法行為等／C 不法行為をめぐる紛争) 

▶ 参考判例
▶ 要件事実解説

書式 貨物侵害 答弁書 答弁書(事実上の離婚、婚姻関係破綻)

答弁書 <訴状

平成13年(ワ)第25号 損害賠償請求事件 (※1)
原告 (※2) 山本 花子
被告 (※2) 川井 梅子

答弁書 (※3)

平成13年3月25日 (※4)

東京地方裁判所民事第4部係 (※5) 御中

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里1丁目2番3号
乙野法律事務所(送達場所) (※6)
被告訴訟代理人弁護士 (※6) 乙野 とも子㊞
電話 03-3891-0123
FAX 03-3891-0124

第1 請求の趣旨に対する答弁 (※7)
1 原告の請求を棄却する
2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否 (※8)
1 請求原因第1項及び第2項の事実は認める。
2 請求原因第3項の事実中、原告と川上太郎が平成12年10月25日に離婚した事実及び原告と川上との間に2

解説
答弁書(事実上の離婚、婚姻関係破綻)

1) 事件番号、事件名の表示方法については、[序論・答弁書概説注1](#) 参照。また、答弁書の提出及び直送については[序論・答弁書概説注14](#) 参照。
2) 当当事者の表示方法については、[序論・答弁書概説注2](#) 参照。
3) 答弁書の記載要領全般については、[序論・答弁書概説](#) 参照。
4) 答弁書作成年月日については、[序論・答弁書概説注4](#) 参照。
5) 裁判所については、[序論・答弁書概説注5](#) 参照。
6) 訴訟代理人の表示方法については、[序論・答弁書概説注6](#) 参照。
7) 請求の趣旨に対する答弁については、[序論・答弁書概説注7](#) 参照。
8) 請求の原因に対する認否の方法については、[序論・答弁書概説注10](#) 参照。
9) 被告の主張については、[序論・答弁書概説注11](#) 参照。

閉じる 

『民事訴訟書式解説データベース』の表示例

ログアウト 第一法規
付箋とメモ 収録内容 マニュアル

解説を開く

検索履歴

付箋 プリント

前のダイアグラム 1/1 次のダイアグラム

ID: 10000545

ページの先頭へ

会社概要 プライバシーポリシー 法曹向け商品のご案内 特定商取引に関する法律に基づく表示 商品に関するお問い合わせ

『紛争類型別要件事実解説データベース』の表示例

◆関連情報から閲覧できる解説について

第一法規が提供する以下のインターネット商品です。ご利用には別途契約が必要です。

『金額算定解説データベース』

交通事故、家事、労働事件の3分野における、金額算定に関わる事例の算定額、算定根拠に関する解説を収録したデータベースです。

<http://www.daiichihioki.co.jp/store/products/detail/101198.html>

『民事訴訟書式解説データベース』

民事訴訟の各分野における訴状・答弁書・申立書の記載例、記載方法の解説、加工用フォーマットを収録したデータベースです。

<http://www.daiichihioki.co.jp/store/products/detail/101419.html>

『紛争類型別要件事実解説データベース』

要件事実及びそれに関わる主張、立証時の解説を収録したデータベースです。

<http://www.daiichihioki.co.jp/store/products/detail/101274.html>

6.2.7 LegalscapeQuickReader for 判例体系

「QuickReader」ボタンをクリックすると、判決本文に「目次表示」「見出しの強調表示」を付与した別画面を呼び出します。

詳細画面の表示例

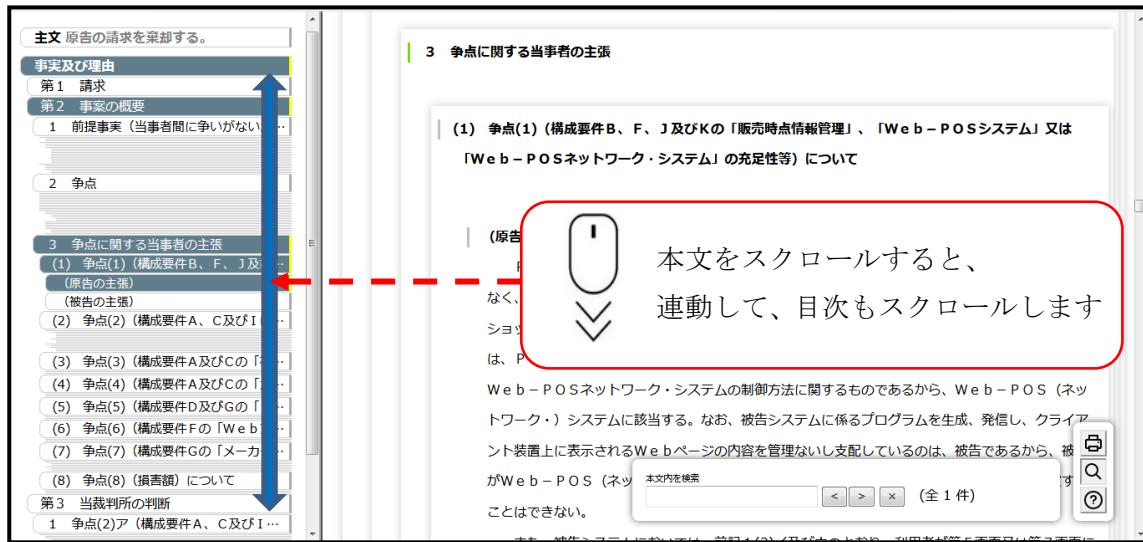
「Legalscape QuickReader for 判例体系」画面の表示例

◆ 【参考】Legalscape QuickReader とは

判決文を解析処理したうえで目次を自動生成し、自動生成された目次と判決文を連動させて表示するプログラムです。誤って生成された目次に対する修正情報を教師データとして学習させることで、より精度の高い目次が自動生成されるという仕組みを有する AI プログラムとなります。

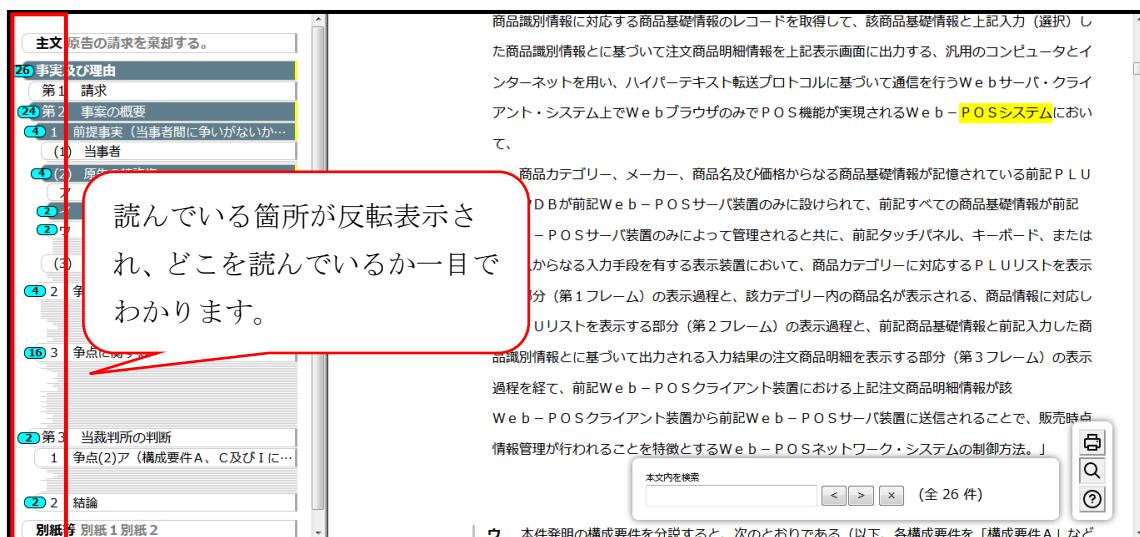
当該プログラムは、株式会社 Legalscape の特許権設定登録済商品となります。

「QuickReader」画面では、今読んでいる判決本文と目次が連動して表示されことで、どこを読んでいるかが一目でわかるようになりました。



【参考】「QuickReader」画面における判決本文と目次の連動表示の例

さらに、「QuickReader」画面では、本文内検索をすると、目次の見出し部分にヒットした件数が表示され、長文でもどこにヒットしているかわかりやすくなりました。

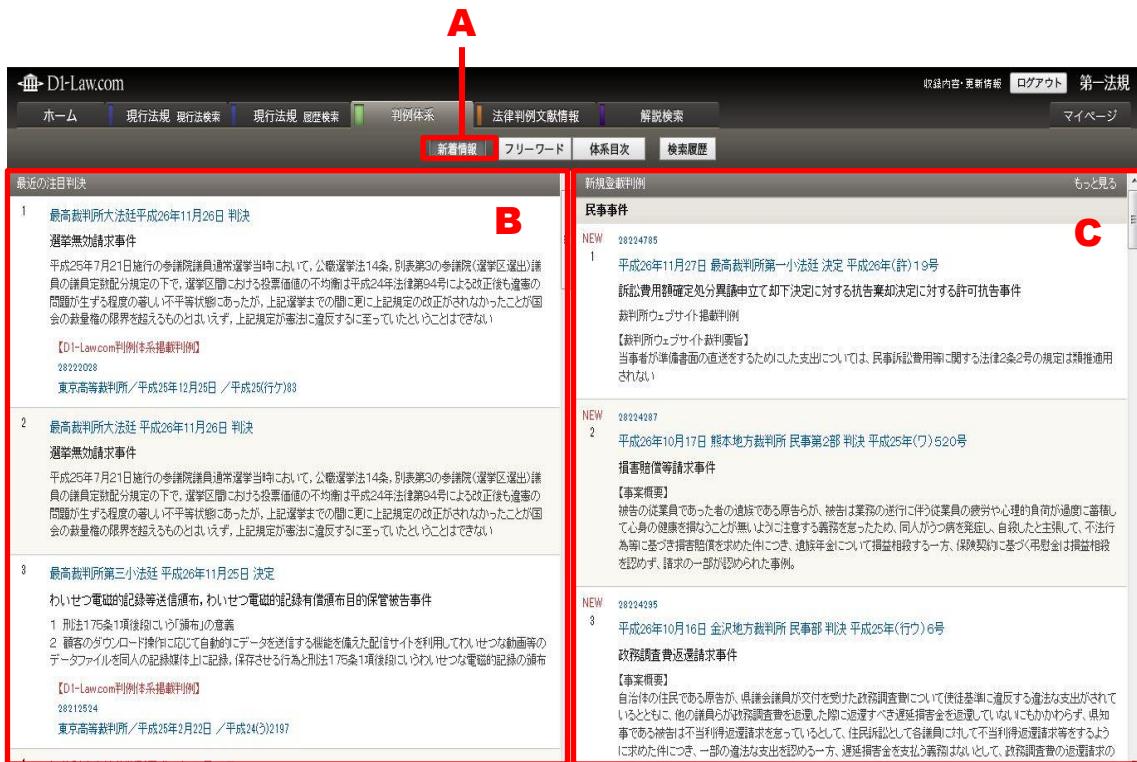


【参考】「QuickReader」画面におけるヒット箇所の表示例

7 新着情報

7.1 新着情報画面

判例体系ローカルメニューの「新着情報」ボタンをクリックすると、新着情報の画面を表示します。この画面では、最近の注目判決と新規登載判例を表示します。



A : 「新着情報」ボタン

新着情報の画面を表示するボタンです。

B : 最近の注目判決

1 最高裁判所六法廷平成26年11月26日 判決
選挙無効請求事件
平成26年7月21日施行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、選挙区間における投票面積の不均衡は平成24年法律第94号による改正後も選挙の問題が生ずる程度の差し、不公平状態であったが、上記選挙まででの間に更に上記規定の改正がなされたことが国会の投票権の限界を超えるものといえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたとしたことはできない。
【D1-Law.com判例体系掲載判例】
28222028
東京高等裁判所/平成25年12月25日 /平成25(行ケ)83

2 最高裁判所六法廷 平成26年11月26日 判決
選挙無効請求事件
平成26年7月21日施行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、選挙区間における投票面積の不均衡は平成24年法律第94号による改正後も選挙の問題が生ずる程度の差し、不公平状態であったが、上記選挙まででの間に更に上記規定の改正がなされたことが国会の投票権の限界を超えるものといえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたとしたことはできない

3 最高裁判所第三小法廷 平成26年11月25日 判決
わいせつ電磁的記録等送信処理、わいせつ電磁的記録有償借用の保管損害告発事件
1 刑法176条1項後段に「漏泄」の意義
2 論者のタウロード機(?)に応じて自動的にデータを送信する機能を備えた配信サイトを利用してわいせつな動画者のデータファイルを同人の記録媒体上に記録、保存させる行為と刑法176条1項後段に「わいせつな電磁的記録の漏泄」
【D1-Law.com判例体系掲載判例】
28212524
東京高等裁判所/平成25年2月22日 /平成25(3)2197

C : 新規登載判例

民事事件
NEW 28224785
1 平成26年11月27日 最高裁判所第一小法廷 決定 平成26年(許)19号
訴訟費用額確定処分異議申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
裁判所ウェブサイト掲載判例
【裁判所ウェブサイト掲載判例】
当事者が準備書面の直送をするためにした支出についての、民事訴訟費用に関する法律2条2号の規定は特權適用されない

NEW 28224287
2 平成26年10月17日 熊本地方裁判所 民事第2部 判決 平成25年(ワ)520号
損害賠償等請求事件
【事業概要】
被告の従業員であった者の従族である原告らが、被告は業務の遂行に伴う従業員の疲労や心理的負担が過度に蓄積して心の健康を損なうが裏、ようござるする義務をもったため、同人がうつ病を発症し、自殺したと主張して、不法行為に基づき損害賠償を求めた件につき、被族年金について損益相殺する一方、保険契約に基づく弔慰金は損益相殺を認めず、請求の一部が認められた事例。

NEW 28224395
3 平成26年10月16日 金沢地方裁判所 民事部 判決 平成25年(行)6号
政務調査費返還請求事件
【事業概要】
自治体の住民である原告が、県議会議員が交付を受けた政務調査費について便乗基準に違反する違法な支出がされているとともに、他の議員が政務調査費を超過した際に超過すべき違法損害金を返還していないにもかかわらず、県知事である被告は不当利得返還請求を怠っているとして、住民権として各種負担に対して不当利得返還請求等をするよう求めた件につき、一部の違法な支出を認めらる一方、違法損害金を支払う義務はないとして、政務調査費の超過請求の

新着情報画面

A : 「新着情報」ボタン

新着情報の画面を表示するボタンです。

B : 最近の注目判決

「最近の注目判決」とは、『判例体系』掲載前の注目される判決情報の一覧です。裁判年月日と事件名、判示事項等を表示します。

リンク文字列をクリックすると、別ウインドウに判決本文を表示します。

C : 新規登載判例

「新規登載判例」とは、『判例体系』に最近登載された判例です。「新規登載判例」には、裁判年月日と事件名、判示事項等を、民事事件、刑事事件、知財関連事件に分類してそれぞれ10件ずつ表示します。

リンク文字列をクリックすると、別ウインドウに判例詳細画面を表示します。

7.2 判例更新情報メールアラート機能

7.2.1 個別判例のアラート機能

判例検索一覧画面や詳細画面から、「お気に入りボタン」をクリックし、「お気に入り判例」として登録しておくと、当該判例に対する追加情報があった場合にアラートメールが発信されます。お気に入り判例の対象から外したいときは、お気に入りボタンを再度クリックすることで、解除することができます。

◆アラート内容

以下の情報が追加された場合にお知らせいたします。

- ・判決・決定本文
- ・上下審（例：当該判決の控訴審が追加された）
- ・上訴等（例：当該判例が確定した・上訴された）
- ・出典（例：当該判決が新たに判例タイムズや判例時報等の出典誌に掲載された）
- ・評釈、解説



検索結果一覧画面

お気に入り判例に登録しました

この判例の関連情報
ふせんを付ける
▼ 連想体系
律恵法Ⅱ／民法／第710条(財産以外の損害の賠償)／③ 慰謝料の算定／(2) 賠謝料の算定事例／ア 事故型不法行為類型／ア 自動車加害事故の／A 運転者の行為
▼ 連想判例
もっと見る
損害賠償請求事件／平成28年7月8日／東京地方裁判所／民事第27部／判決／平成27年(ワ)20803号
損害賠償請求事件／平成22年12月8日／名古屋地方裁判所／判決／平成21年(ワ)3780号
損害賠償請求事件／平成26年5月23日／名古屋地方裁判所／民事第3部／判決／平成25年(ワ)563号 等
損害賠償請求事件／平成24年3月29日／横浜地方裁判所／第6民事部／判決／平成23年(ワ)3757号
損害賠償請求事件／平成26年1月14日／東京地方裁判所／民事第2部／判決／平成24年(ワ)15925号

お気に入り判例の登録を解除しました

この判例の関連情報
ふせんを付ける
▼ 連想体系
律恵法Ⅱ／民法／第710条(財産以外の損害の賠償)／③ 慰謝料の算定／(2) 賠謝料の算定事例／ア 事故型不法行為類型／ア 自動車加害事故の／A 運転者の行為
▼ 連想判例
もっと見る
損害賠償請求事件／平成28年7月8日／東京地方裁判所／民事第27部／判決／平成27年(ワ)20803号
損害賠償請求事件／平成22年12月8日／名古屋地方裁判所／判決／平成21年(ワ)3780号
損害賠償請求事件／平成26年5月23日／名古屋地方裁判所／民事第3部／判決／平成25年(ワ)563号 等
損害賠償請求事件／平成24年3月29日／横浜地方裁判所／第6民事部／判決／平成23年(ワ)3757号
損害賠償請求事件／平成26年1月14日／東京地方裁判所／民事第2部／判決／平成24年(ワ)15925号

詳細画面

■お気に入り判例の確認方法

お気に入り判例はマイページの「お気に入り」画面から一覧で確認できます（※登録すると自動的にメール配信対象となります）。

また、メールアイコンをクリックすれば、メール配信対象から外すことができます。



My Page (マイページ) section showing a list of favorite cases (お気に入り). The list contains 41 items, each with a case number, date, and a brief description. The 'お気に入り' button is highlighted in the list header and in the top navigation bar. The '判例体系' button is also highlighted in the top right corner.



My Page (マイページ) section showing a list of favorite cases (お気に入り). A message box displays: 'アラートメール(お気に入り判例)の利用を解除しました' (Alert email (favorite case) use has been discontinued). The list contains 41 items, each with a case number, date, and a brief description. The '保存日時' (Save Date) column is highlighted in the list header.

マイページ「お気に入り判例一覧」画面

7.2.2 検索条件のアラート機能

マイページの保存した検索条件画面からアラート対象とする検索条件を登録しておくと、情報の追加があった場合にアラートメールが発信されます。

■アラート対象とする検索条件の登録方法

検索実行後、「条件を保存」をクリックし、検索条件を保存します。



検索結果一覧画面

マイページの「保存した検索条件」のタブをクリックします。



マイページ「保存した検索条件」画面

再検索ボタン下のメールアイコンをクリックすると、メール配信対象となります（※登録件数は10件が上限となります）。

また、再度クリックすると、配信を解除できます。



マイページ「保存した検索条件」画面

7.2.3 配信タイミングの選択

マイページの「利用設定」タブを開き、「更新情報メール設定」の欄で「発報タイミング」、「新着情報がなかった場合」の通知について選択できます。

発報タイミングは、「毎日」「毎週」「2週毎」「毎月」から選択できます（※初期設定は「毎日」となっています）。

「新着情報がなかった場合」で「通知する」を選択すると、更新情報がない場合でも「更新はありません」との内容がメールで発信されます（※初期設定は「通知しない」となっています）。



マイページ「利用設定」画面



7.3 判例速報メール

『判例体系』に登載された注目判例・新着判例を月2回程度メールでお知らせします。
マイページの「利用設定」タブよりメール配信を「希望する」「希望しない」が選択できます（初期設定は「希望する」となっています）。



マイページ「利用設定」画面

総合判例データベース
判例体系
User Guide [Version 1.1.4]

令和元年 6月 20 日
第一法規株式会社
<http://www.daiichihioki.co.jp/>

お問い合わせは
D1-Law.com サポートセンター
TEL 0120-203-480
電話受付時間／9:00～17:30(土・日、祝日除く)
E-mail: support-d1law@daiichihioki.co.jp

©第一法規



第一法規 法情報総合データベース